

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定

日本国及びアメリカ合衆国（以下「両締約国」という。）は、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

- (a) 「関税」とは、製品の輸入に際し、又は製品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金並びに製品の輸入に関連して課される付加税及び加重税をいう。ただし、次のものを含まない。
 - (i) 千九百九十四年のガット第三条２の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金
 - (ii) 輸入に関連する手数料その他の課徴金であつて、提供された役務の費用に応じたもの
 - (iii) ダンピング防止税又は相殺関税
- (b) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。
- (c) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一 A 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。

- (d) 「原産」とは、日本国においては附属書Ⅰの規定に従って原産品とされることをいい、アメリカ合衆国においては附属書Ⅱの規定に従って原産品とされることをいう。
- (e) 「WTO」とは、世界貿易機関をいう。
- (f) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第二条

各締約国は、世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づいて他方の締約国に対して自国が有する現行の権利及び義務を確認する。

第三条

千九百九十四年のガット第二十条の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第四条

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。

(b) 締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

第五条

1 各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、世界貿易機関設立協定に基づく自国の現行の約束に加え、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの規定に従って、市場アクセスを改善する。

2 この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガット第十九条の規定及び世界貿易機関設立協定附属書

一 Aセーフガードに関する協定に基づく両締約国の現行の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 この協定のいかなる規定も、締約国が関税の維持又は引上げを含む行動であって、WTOの紛争解決機関によって承認されるものをとることを妨げるものと解してはならない。

第六条

両締約国は、いずれかの締約国の要請の後三十日以内に、この協定の運用又は解釈に影響を及ぼす可能性

のある問題について、六十日以内に相互に満足すべき解決に達するために協議を行う。

第七条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

第八条

両締約国は、この協定の改正につき書面により合意することができる。改正は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続に従って当該改正の承認を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

第九条

この協定は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

第十条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。その終了は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行った日の後四

箇月で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

第十一条

この協定は、日本語及び英語をひとしく正文とする。ただし、附属書Ⅱは、英語のみを正文とする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年十月七日にワシントンで、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

杉山晋輔

アメリカ合衆国のために

ロバート・E・ライトハイザー

附属書 I 日本国の関税及び関税に関連する規定

第 A 節 一般規定

1 この附属書の規定の適用上、

- (a) 「類」とは、統一システムの類をいう。
- (b) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システム（解釈に関する通則、各部の注釈、各類の注釈及び各号の注釈を含む。）であって、日本国により日本国の法令の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(c) 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

(d) 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

(e) 「年」とは、一年目については、この協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

2 この附属書における日本国の関税分類番号の九桁番号は、日本国の品目表（二千十九年四月一日現在の

輸入統計品目表)に基づく。これらの番号は、日本国の法令又は告示に従って変更の対象とされるものとし、日本国の品目表が変更される場合には、公表される対照表とともに参照される。この附属書は、二十七年一月一日に改正された統一システムに基づいて作成されたものである。

3 日本国は、この附属書の規定の実施又は適用に係る事項に関する利害関係者からの照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定し、又は維持するとともに、当該照会を行うための手続に関する情報をオンラインで公に入手可能なものとする。

第B節 日本国の関税に係る約束

第一款 一般的注釈

1 第五条1の規定に基づく関税の毎年の撤廃又は引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a) 一年目の引下げは、この協定が効力を生ずる日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

2 この節の規定の適用上、「基準税率」とは、関税の撤廃又は引下げの実施における最初の関税率をいう。

- 3 この節に別段の定めがある場合を除くほか、この節の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、
 - (a) 従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを切り捨てる（〇・一五パーセントは、〇・一パーセントとする。）。
 - (b) 従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。
- 4 1及び前節1(e)の規定にかかわらず、この協定が二千二十年三月三十一日後に効力を生ずる場合には、日本国は、この協定がこの協定の署名の日と二千二十年三月三十一日との間に効力を生じたものとしてのこの節の規定を適用する。
- 5 アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産品に関する特惠的な待遇を追求する。
 - 第二款 関税の撤廃又は削減
 - 1 一の品目に対する関税の基準税率及び当該一の品目に対する削減のそれぞれの段階における関税率を決定するための実施区分については、第五款に規定する日本国の表（以下「日本国の表」という。）において

て当該一の品目ごとに掲げる。

2 日本国は、第五条1の規定に基づき、次の実施区分に従って、関税を撤廃し、又は削減する。

(a) 実施区分の欄に「EPC」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定が効力を生ずる日から無税とする。

(b) 実施区分の欄に「B4」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの二回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、三年目の四月一日から無税とする。

(c) 実施区分の欄に「B6」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の三分の一を削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの

- 四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。
- (d) 実施区分の欄に「JPB6*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定が効力を生ずる日に、基準税率の二十パーセントを削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。
- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。
- (e) 実施区分の欄に「JPB6*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。
- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(f) 実施区分の欄に「JPB6***」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に、従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(g) 実施区分の欄に「JPB6***」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に、従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(h) 実施区分の欄に「B8」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃す

る。

(i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の二十五パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(i) 実施区分の欄に「JPB8*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の七分の一を更に削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(j) 実施区分の欄に「JPB8*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の二十パーセントを削減する。

- (ii) 二年目の三月三十一日までは、(i)の規定による税率とする。
- (iii) 三年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの五回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。
- (k) 実施区分の欄に「JPB~~***~~」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に、基準税率の三分の一を削減し、これにより得られる税率の七分の一を更に削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。
- (l) 実施区分の欄に「JPB~~***~~」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に従価八・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき三十五円七十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当

該従量税率)まで削減する。

(ii) 二年目の四月一日に従価七・一パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき二十六円八十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。

(iii) 三年目の四月一日に従価五・七パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき十七円八十七銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。

(iv) 四年目の四月一日に従価四・二パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき八円九十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。

(v) 五年目の四月一日に従価二・八パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いときは、当該従量税率)まで削減する。

(vi) 六年目の四月一日に従価一・四パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より

高いときは、当該従量税率)まで削減する。

(vii) 当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(m) 実施区分の欄に「JPB*****」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に従価八・五パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき三十八円二十九銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。

(ii) 二年目の四月一日に従価七・一パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき三十一円九十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。

(iii) 三年目の四月一日に従価五・七パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき二十五円五十二銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。

- (iv) 四年目の四月一日に従価四・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき十九円十四銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
- (v) 五年目の四月一日に従価二・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき十二円七十六銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
- (vi) 六年目の四月一日に従価一・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき六円三十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。
- (vii) 当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。
- (n) 実施区分の欄に「B9」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の九分の二を削減する。

- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの七回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。
- (o) 実施区分の欄に「JPB10*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に、従価二・二パーセントまで削減し、これにより得られる税率の九分の一を更に削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの八回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、九年目の四月一日から無税とする。
- (p) 実施区分の欄に「B11」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の十一分の二を削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

(q) 実施区分の欄に「JPB1*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のとおりとする。

(i) この協定が効力を生ずる日から九年目の三月三十一日までは、次の(A)と(B)との差額とする。

(A) 次の(1)と(2)との合計額

(1) 一キログラムについての課税価格に係数を乗じて得た一キログラムについての額

(2) 次の表の2欄に掲げる一キログラムについての額

この(A)の規定の適用上、係数は、次の(3)と(4)との差とする。

(3) 次の表の3欄に掲げる率に百パーセントを加えた率

(4) 次の表の2欄に掲げる額を八百九十七円五十九銭で除して得た値

	1	2	3
年	一キログラムについての額(円)	率(パーセント)	
一	二六九・五〇	三・七	
二	二三一・一三	三・二	
三	一九二・七五	二・七	

九	八	七	六	五	四
二五・七二	五一・四六	七七・一九	一〇二・九一	一二八・六五	一五四・三八
〇・三	〇・七	一・一	一・四	一・八	二・二

(B) 一キログラムについての課税価格

(ii) 十年目の四月一日から無税とする。

(r) 実施区分の欄に「JPEI*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) (A) 一年目については、従価三・七パーセント

(B) 二年目については、従価三・二パーセント

- (C) 三年目については、従価二・七パーセント
- (D) 四年目については、従価二・二パーセント
- (ii) 五年目の四月一日から毎年行われる(i)(D)に規定する税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。
- (s) 実施区分の欄に「JPB1***」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に、基準税率の二十五パーセントを削減し、これにより得られる税率の十パーセントを更に削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。
- (t) 実施区分の欄に「JPB1***」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の十

パーセントを更に削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

(u) 実施区分の欄に「JPB13*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の十分の一を更に削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十一回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十二年目の四月一日から無税とする。

(v) 実施区分の欄に「JPB13**」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii) 五年目の三月三十一日までは、(i)の規定による税率とする。

- (iii) 六年目の四月一日に端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率から基準税率の二十五パーセントを削減する。
- (iv) 十一年目の三月三十一日までは、(iii)の規定による税率とする。
- (v) 十二年目の四月一日に撤廃し、当該原産品は、同日から無税とする。
- (w) 実施区分の欄に「BIS」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の十二・五パーセントを削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十五年目の四月一日から無税とする。
- (x) 実施区分の欄に「JPBIS**」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に、従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の十五分の一を更に削減する。

- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十五年目の四月一日から無税とする。
- (y) 実施区分の欄に「JPB1G**」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に、従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の十五分の一を更に削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十五年目の四月一日から無税とする。
- (z) 実施区分の欄に「JPB21*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
 - (i) この協定が効力を生ずる日に、従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の五パーセントを更に削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの

十九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、二十年目の四月一日から無税とする。

(aa) 実施区分の欄に「JPR2」*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定が効力を生ずる日に、従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の五パーセントを更に削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、二十年目の四月一日から無税とする。

(bb) 実施区分の欄に「JPR2」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) 一年目については、従価二十六・六パーセント

(ii) 二年目については、従価二十五・八パーセント

(iii) 三年目については、従価二十五パーセント

(iv) 四年目については、従価二十四・一パーセント

- (v) 五年目については、従価二十三・三パーセント
 - (vi) 六年目については、従価二十二・五パーセント
 - (vii) 七年目については、従価二十一・六パーセント
 - (viii) 八年目については、従価二十・八パーセント
 - (ix) 九年目については、従価二十パーセント
 - (x) 十年目の四月一日から毎年行われる(ix)に規定する税率からの六回の引下げにより、従価九パーセントまで削減する。
 - (xi) 十五年目以降、従価九パーセントとする。
- (cc) 実施区分の欄に「JPRS」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
- (i) 一年目については、従価三十六・八パーセント
 - (ii) 二年目については、従価三十四・七パーセント
 - (iii) 三年目については、従価三十二・六パーセント

- (iv) 四年目については、従価三十・五パーセント
 - (v) 五年目については、従価二十八・四パーセント
 - (vi) 六年目については、従価二十六・三パーセント
 - (vii) 七年目については、従価二十四・二パーセント
 - (viii) 八年目については、従価二十二・一パーセント
 - (ix) 九年目については、従価二十パーセント
 - (x) 十年目の四月一日から毎年行われる(ix)に規定する税率からの六回の引下げにより、従価九パーセントまで削減する。
 - (xi) 十五年目以降、従価九パーセントとする。
- (dd) 実施区分の欄に「JPR4」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のいずれか低い額とする。
- (i) 一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき三百九十三円に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た一キログラムについての額との差額

(ii) 次の表の2欄に掲げる額

	1	2	3
	年	一キログラムについての額(円)	率(パーセント)
一		九三・七五	一・九
二		九三・七五	一・七
三		九三・七五	一・四
四		五二・五〇	一・二
五		四九・五〇	〇・九
六		四六・五〇	〇・七
七		四三・五〇	〇・四
八		四〇・五〇	〇・二
九年目以降		三七・五〇	〇

(ee) 実施区分の欄に「JPRS」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のいずれか低い額とする。

(i) 一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき五百二十四円に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た一キログラムについての額との差額

(ii) 次の表の2欄に掲げる額

	1	2	3
年	一キログラムについての額(円)	率(パーセント)	
一	一二五	一・九	
二	一二五	一・七	
三	一二五	一・四	
四	七〇	一・二	
五	六六	〇・九	
六	六二	〇・七	

七	五八	〇・四
八	五四	〇・二
九年目以降	五〇	〇

(ff) 実施区分の欄に「JPR7」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この協定が効力を生ずる日に、基準税率の十パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。

(gg) 実施区分の欄に「JPR9」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の六分の一を削減する。
- (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより、基準税率の五十パーセントまで削減する。
- (iii) 五年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(hh) 実施区分の欄に「JPR12」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減

する。

(i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の二十五パーセントを削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより、基準税率の二十五パーセントまで削減する。

(iii) 五年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(ii) 実施区分の欄に「JPR13」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の十一分の一を削減する。

(ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより、基準税率の五十パーセントまで削減する。

(iii) 十年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(jj) 実施区分の欄に「JPR20」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

- (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の十五分の二を削減する。
 - (ii) 二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの七回の引下げにより、基準税率の四十パーセントまで削減する。
 - (iii) 八年目以降、(ii)の規定による税率とする。
- (kk) 実施区分の欄に「JPR1」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
- (i) (A) 一年目については、一キログラムにつき二十九円八十四銭
 - (B) 二年目については、一キログラムにつき二十七円七十七銭
 - (C) 三年目については、一キログラムにつき二十五円六十九銭
 - (D) 四年目については、一キログラムにつき二十三円六十一銭
 - (E) 五年目については、一キログラムにつき二十一円五十三銭
 - (F) 六年目については、一キログラムにつき十九円四十六銭
 - (G) 七年目については、一キログラムにつき十七円三十八銭

(H) 八年目については、一キログラムにつき十五円三十銭

(ii) 八年目以降、(i)(H)に規定する税率とする。

(11) 実施区分の欄に「JPMI」を掲げる品目に該当する原産品であつて世界貿易機関設立協定に基づく関税割当ての対象となるものについて、日本国が最低売渡価格を設定するに当たつて、当該原産品に対して支払う額に加えることができる最大の額（以下この2において「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」という。）は、次のとおりとする。

- (i) 一年目については、一キログラムにつき十五円三十銭
- (ii) 二年目については、一キログラムにつき十四円五十銭
- (iii) 三年目については、一キログラムにつき十三円六十銭
- (iv) 四年目については、一キログラムにつき十二円八十銭
- (v) 五年目については、一キログラムにつき十一円九十銭
- (vi) 六年目については、一キログラムにつき十一円十銭
- (vii) 七年目については、一キログラムにつき十円二十銭

- (viii) 八年目及びその後の各年については、一キログラムにつき九円四十銭
- (mm) 実施区分の欄に「JPM2」を掲げる品目に該当する原産品であつて世界貿易機関設立協定に基づく関税割当ての対象となるものについて、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、次のとおりとする。
 - (i) 一年目については、一キログラムにつき七円二十銭
 - (ii) 二年目については、一キログラムにつき六円八十銭
 - (iii) 三年目については、一キログラムにつき六円四十銭
 - (iv) 四年目については、一キログラムにつき六円
 - (v) 五年目については、一キログラムにつき五円六十銭
 - (vi) 六年目については、一キログラムにつき五円二十銭
 - (vii) 七年目については、一キログラムにつき四円八十銭
 - (viii) 八年目及びその後の各年については、一キログラムにつき四円四十銭
- (nn) 実施区分の欄に「TRQ-n」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、当該品目に適用可能な

関税割当ての条件であつて、次款に定めるものに従うものとする。

- 3 2に規定する関税の撤廃又は削減のために毎年行われる引下げは、2において別段の定めがある場合を除き、毎年均等であるものとする。

第三款 関税割当て

- 1 この款において、各関税割当ての表題における品名は、必ずしも網羅的ではない。当該品名は、専ら利用者がこの款の規定を理解するに当たつての便宜のために付するものであり、関連する品目に応じて設定される各関税割当ての適用範囲を変更するものではなく、又は当該適用範囲に代わるものではない。

- 2 日本国は、この協定が効力を生ずる日における年の残存期間が十二箇月未満の場合には、この協定が効力を生じた後最初の年の期間中、この款に定める割当数量に、分母を十二とし、分子をこの協定が効力を生ずる日における年の残余の月数（この協定が効力を生ずる日が属する月を含む。）から成る整数とする分数を乗じて得た割当数量を、割当ての申請者が利用可能なものとする。この2の規定の適用上、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

- 3 TRQ-JP1 混合物及び練り生地並びにケーキミックス

- (a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	一〇、八〇〇
二	一一、一〇〇
三	一一、四〇〇
四	一一、七〇〇
五	一二、〇〇〇
六年目及びその後の各年	一二、〇〇〇

- (b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇一二〇・二二三二、一九〇一二〇・二二三二、一九〇一二〇・二

三五及び一九〇一二〇・二四三の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP1の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

4 TRQ-JP2 小麦

(a) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(f)及び(g)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益については、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益(グループ1)(一キログラムについての額(円))	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益(グループ2)(一キログラムについての額(円))
一	一一〇、〇〇〇	一五・三	一五・一
二	一二六、〇〇〇	一四・五	一四・二

三	一三二、〇〇〇	一三・六	一三・二
四	一三八、〇〇〇	一二・八	一二・三
五	一四四、〇〇〇	一一・九	一一・三
六	一五〇、〇〇〇	一一・一	一〇・四
七	一五〇、〇〇〇	一〇・二	九・四
八	一五〇、〇〇〇	九・四	八・五
九年目及びその後の各年	一五〇、〇〇〇	九・四	八・五

(b) このTRQ-JP2の規定の適用上、

(i) グループ1とは、ダーク・ノーザン・スプリング、ハード・レッド・ウインター及びウエスタン・ホワイトの小麦の銘柄をいう。

(ii) グループ2とは、(i)に規定する小麦の銘柄以外の全ての小麦の銘柄をいう。

(c) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超え

て輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

- (d) (a)から(c)までの規定は、関税分類番号一〇〇一一・〇一〇、一〇〇一一九・〇一〇、一〇〇一九一・〇一一、一〇〇一九九・〇一九、一〇〇一九九・〇二一、一〇〇一九九・〇一九及び一〇〇八六〇・二一〇の品目に該当する原産品について適用する。

- (e) このTRQ―JP2の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定するものとし、農林水産省（以下「MAFF」という。）又はMAFFを承継する者が、国家貿易企業として、売買同時契約（以下「SBS」という。）方式を用いて運用する。

- (f) このTRQ―JP2の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、MAFF又はMAFFを承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、MAFF又はMAFFを承継する者が産品に対して支払う額に加えることができる最大の額をいう。MAFF又はMAFFを承継する者は、SBS入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該SBS入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。

(g) SBS取引の際に産品に対して購入者が支払う額とMAFF又はMAFFを承継する者が支払う額との差額については、MAFF又はMAFFを承継する者が当該産品についての輸入差益として保有する。当該輸入差益については、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

5 TRQ-JP3 煎っていない麦芽

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	二二、四〇〇
二	二四、八〇〇
三	二七、二〇〇
四	二九、六〇〇

五	三二、〇〇〇
六年目及びその後の各年	三二、〇〇〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇七一〇・〇二九の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP3の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

6 TRQ-JP4 煎つた麦芽

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

一	年	七三五	合計割当数量(メートル・トン)
---	---	-----	-----------------

二	七七〇
三	八〇五
四	八四〇
五	八七五
六	九一〇
七	九四五
八	九八〇
九	一、〇一五
一〇	一、〇五〇
一一年目及びその後の各年	一、〇五〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇七二〇・〇二〇の品目に該当する原産品について適用する。
- (d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP4の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

7 TRQ-JP5 プロセスチーズ

- (a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の各年における合計割当数量及び当該原産品の各年における枠内税率については、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)	枠内税率(パーセント)
一	一〇五	三二・七
二	一一〇	二九・〇
三	一一五	二五・四
四	一二〇	二一・八
五	一二五	一八・一
六	一三〇	一四・五

七	一三五	一〇・九
八	一四〇	七・二
九	一四五	三・六
一〇	一五〇	〇
一一年目及びその後の各年	一五〇	〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号〇四〇六三〇・〇〇〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP5の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

8 TRQ-JP6 ホエイ

(a) アメリカ合衆国からの関税分類番号〇四〇四一〇・一三五、〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・

一八五、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品の枠内税率については、無税とする。アメリカ合衆国からの関税分類番号〇四〇四一〇・一二五及び〇四〇四一〇・一六五の品目に該当する原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

年	枠内税率（砂糖を加えたものに限る。） （パーセント）	枠内税率（砂糖を加えてないものに限る。） （パーセント）
一	二八・六	二〇・四
二	二五・四	一八・一
三	二二・二	一五・九
四	一九・〇	一三・六
五	〇	〇
六	〇	〇
七	〇	〇
八	〇	〇
九	〇	〇

一〇	〇	〇
一一年目及びその後の各年	〇	〇

(b) (a)に定める枠内税率については、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合に適用する。

(i) アメリカ合衆国からの(a)に規定する原産品の各年における合計輸入数量が次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	五、四〇〇
二	五、八〇〇
三	六、二〇〇
四	六、六〇〇
五	七、〇〇〇
六	七、四〇〇

七	七、八〇〇
八	八、二〇〇
九	八、六〇〇
一〇	九、〇〇〇
一一年目及びその後の各年	九、〇〇〇

(ii) 次のいずれかの条件を満たすこと。

(A) 関税分類番号〇四〇四一〇・一二五及び〇四〇四一〇・一六五の品目に該当する原産品の灰分の含有率が十一パーセント以上であること。

(B) 関税分類番号〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一八五、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品がホエイ（乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものに限る。）又はミルクの天然の組成成分から成る製品（乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものに限る。）であること。

(C) 関税分類番号〇四〇四一〇・一三五及び〇四〇四一〇・一四五の品目に該当する原産品が、たんぱく質の含有率が五パーセント未満のホエイパーミエイトであること。

(c) 関税分類番号〇四〇四一〇・一二五、〇四〇四一〇・一三五、〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一六五及び〇四〇四一〇・一八五の品目に関し、アメリカ合衆国からの原産品であつて、(b)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、次の実施区分に従つて決定する。

(A) 乳たんぱく質の含有率が二十五パーセント未満の原産品については、前款2(x)及び(y)にそれぞれ定める実施区分「JPB16**」及び「JPB16***」

(B) 乳たんぱく質の含有率が二十五パーセント以上四十五パーセント未満の原産品については、前款2(z)及び(aa)にそれぞれ定める実施区分「JPB21*」及び「JPB21**」

(C) 乳たんぱく質の含有率が四十五パーセント以上の原産品については、前款2(f)及び(g)にそれぞれ定める実施区分「JPB6****」及び「JPB6*****」

(D) 着色料を加えた原産品であつて、配合飼料を製造するためのものについては、前款2(a)に定める

実施区分「EIF」

(ii) アメリカ合衆国からの関税分類番号〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品であつて、(b)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(d) (i) (a)、(b)及び(c)(i)の規定は、関税分類番号〇四〇四一〇・一二五、〇四〇四一〇・一二六、〇四〇四一〇・一二七、〇四〇四一〇・一二八、〇四〇四一〇・一三五、〇四〇四一〇・一三六、〇四〇四一〇・一三七、〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一四六、〇四〇四一〇・一四七、〇四〇四一〇・一四八、〇四〇四一〇・一六五、〇四〇四一〇・一六六、〇四〇四一〇・一六七、〇四〇四一〇・一八五、〇四〇四一〇・一八六及び〇四〇四一〇・一八七の品目に該当する原産品について適用する。

(ii) (a)、(b)及び(c)(ii)の規定は、関税分類番号〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP6の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

9 TRQ-JP7 ぶどう糖及び果糖

(a) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品の各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	五四〇
二	六三〇
三	七二〇
四	八一〇
五	九〇〇
六	九九〇
七	一、〇八〇
八	一、一七〇
九	一、二六〇

一〇	一、三五〇
一一年目及びその後の各年	一、三五〇

- (b) (i) アメリカ合衆国からの(d)(i)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率については、無税とする。
- (ii) アメリカ合衆国からの(d)(ii)に規定する品目に該当する原産品に対する調整金以外の枠内税率については、当該原産品に含まれる砂糖の重量一キログラムにつき二十一円五十銭とし、日本国は、当該原産品に含まれる砂糖に調整金を課することができる。当該調整金の額については、輸入の時に関税分類番号一七〇一九九・二〇〇の品目に該当する原産品に対して適用される調整金の額を上回ってはならない。アメリカ合衆国からの(d)(ii)に規定する品目に該当する原産品に含まれる砂糖の重量については、当該原産品に含まれる乾燥状態におけるしよ糖の重量により決定する。
- (c) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。
- (d) (i) (a)、(b)(i)及び(c)の規定は、関税分類番号一七〇二三〇・二二一、一七〇二三〇・二二九、一七〇二

四〇・二二〇、一七〇二六〇・二二〇及び一七〇二九〇・五二九の品目に該当する原産品について適用する。

(ii) (a)、(b)(ii)及び(c)の規定は、関税分類番号一七〇二三〇・二二〇、一七〇二四〇・二二〇及び一七〇二六〇・二一〇の品目に該当する原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP7の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

10 TRQ-JP8 とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。ただし、当該原産品が、でん粉糖、デキストリン、デキストリングル―、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグル―の製造に使用するでん粉である場合には二十五パーセントを超えない範囲の調整金が課されることを条件とするものとし、それ以外の用途に使用するでん粉である場合には調整金が課されることはない。

年

合計割当数量(メートル・トン)

一	二、六五〇
二	二、八〇〇
三	二、九五〇
四	三、一〇〇
五	三、二五〇
六年目及びその後の各年	三、二五〇

- (b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。
- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇八一・〇九一、一一〇八一・〇九九、一一〇八一・〇九一及び一一〇八一・〇九九の品目に該当する原産品について適用する。
- (d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP8の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

11 TRQ-JP9 イヌリン

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量(メートル・トン)
一	二〇五
二	二二〇
三	二二五
四	二二〇
五	二二五
六	二三〇
七	二三五
八	二四〇
九	二四五

一〇	二五〇
一一年目及びその後の各年	二五〇

- (b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。
- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇八二〇・〇九〇の品目に該当する原産品について適用する。
- (d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTRQ-JP9の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

第四款 農産品セーフガード措置

- 1 この款は、次の事項を定める。
 - (a) 農産品セーフガード措置の対象となる原産農産品
 - (b) (a)に規定する措置の発動水準
 - (c) (a)に規定する原産農産品のそれぞれについて各年において適用される最高の関税率

2 日本国は、第五条1の規定にかかわらず、9から15までに規定する特定の原因農産品に対するセーフガード措置をとることができる。

3 日本国は、この款に定める条件が満たされる場合には、農産品セーフガード措置として、次の関税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで2に規定する原因農産品の関税を引き上げることができる。

(a) 当該農産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(b) この協定が効力を生ずる日の前日における実行最恵国税率

(c) この款に定める関税率

4 日本国は、透明性のある方法で農産品セーフガード措置を実施する。日本国は、農産品セーフガード措置をとった日から六十日以内に、アメリカ合衆国に対して書面により通報を行い、及びアメリカ合衆国に対して当該農産品セーフガード措置に関する関連データを提供する。日本国は、アメリカ合衆国の書面による要請があつた場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に関し、電子メール、電話会議、ビデオ会議、対面等により、アメリカ合衆国の個別の質問に応じ、及びアメリカ合衆国に対して情報を提供する。

5 9 (b)、10 (a) (iii) (B) 及び (iv) (B)、12 (a)、13 (a) 並びに 14 (b) に定める農産品セーフガード措置の適用のための条件については、日本国とアメリカ合衆国との間の協議の後に修正することができる。その修正された条件は、日本国とアメリカ合衆国との間の書面による合意により効力を生ずる。

6 3 (c) に規定する関税率が零となる日以後は、農産品セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。

7 日本国は、第一款 4 の規定が適用される場合において、この協定が効力を生ずる日における最初の年の残存期間が十二箇月未満のときは、当該年の期間中、この款の関連する規定に定める発動水準に、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得た発動水準を適用する。ただし、14 の規定の適用については、「十二箇月」及び「三百六十五」をそれぞれ「四箇月」及び「百二十一」と読み替えるものとする。適用される発動水準を第一文及び第二文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

8 この款の規定の適用上、

- (a) 「会計年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。
- (b) 「四半期」とは、次のいずれかの期間をいう。

- (i) 四月一日から六月三十日まで
- (ii) 七月一日から九月三十日まで
- (iii) 十月一日から十二月三十一日まで
- (iv) 一月一日から三月三十一日まで

9 牛肉についての農産品セーフガード措置

- (a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SGI*」又は「SGI**」を掲げる品目に該当する原産農産品について、(b)に定める条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

- (b) 日本国は、各年におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が次に定める発動水準を超える場合にのみ、当該原産農産品に対して(a)の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

- (i) 一年目については、(k)に定める発動水準
- (ii) 二年目については、二十四万二千メートル・トン
- (iii) 三年目から九年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたもの
- (iv) 十年目から十四年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を二千四百二十メートル・トン引き上げたもの
- (v) 十五年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたもの
- (c) (b)の規定にかかわらず、日本国及びアメリカ合衆国は、四年目の前半の終わりまでに、また、いずれかの締約国の要請によりいつでも、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置の五年目及びその後の各年における適用の条件を修正するために協議する。協議の結果として修正された条件は、日本国とアメリカ合衆国との間の書面による合意により効力を生ずる。
- (d) (i) 「SG1*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとす

る。

(A) 一年目及び二年目については、三十八・五パーセント

(B) 三年目から九年目までについては、三十パーセント

(C) 十年目から十三年目までについては、二十パーセント

(D) 十四年目については、十八パーセント

(E) 十五年目及びその後の各年については、

(1) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を一パーセント引き下げたものは、当該前年の関税率と同じもの

(2) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの

(ii) 「SGI*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(A) 一年目及び二年目については、三十八・五パーセント

- (B) 三年目については、三十二・七パーセント
- (C) 四年目については、三十・六パーセント
- (D) 五年目から九年目までについては、三十パーセント
- (E) 十年目から十三年目までについては、二十パーセント
- (F) 十四年目については、十八パーセント
- (G) 十五年目及びその後の各年については、
 - (1) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合は、当該前年の関税率を一パーセント引き下げたもの
 - (2) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの
- (iii) (b)に定める条件が一の年において満たされ、その結果として(e)(ii)又は(iii)の規定に基づき農産品セーフガード措置がその翌年においてもとられている場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に当たっての3(c)に規定する関税率は、当該農産品セーフガード措置がとられている間、当該条件が満た

された年について適用される関税率とする。

(e) (a)及び(b)に規定する農産品セーフガード措置については、次の期間維持することができる。

(i) 合計輸入数量が(b)に定める発動水準を一月三十一日以前に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日が属する会計年度の終了までの期間

(ii) 合計輸入数量が(b)に定める発動水準を二月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から四十五日の期間

(iii) 合計輸入数量が(b)に定める発動水準を三月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から三十日の期間

(f) (i) この9の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、原産農産品の合計輸入数量が(b)に定める発動水準を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。

(ii) この9の規定の適用上、日本国の税関当局は、この9の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量を各公表期間の終了後五執務日以内に公表する。

- (A) 会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間
- (B) 十年目から十四年目までについては、四半期の開始から各公表期間の終了までの期間
- (iii) この9の規定の適用上、「公表期間」とは、次のそれぞれの期間をいう。
 - (A) 各月の初日から当該月の十日までの期間
 - (B) 各月の十一日から当該月の二十日までの期間
 - (C) 各月の二十一日から当該月の末日までの期間
- (g) (i) 日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、四半期におけるアメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SGI*」又は「SGI**」を掲げる品目に該当する原産農産品の合計輸入数量が(ii)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、3の規定に従って当該原産農産品に対する関税率を九十日の期間引き上げることができる。当該九十日の期間は、当該四半期における当該原産農産品の合計輸入数量が当該四半期のセーフガードの発動数量を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。この(g)に定める条件が満たされる場合には、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

- (A) 十年目から十三年目までの間に当該条件が満たされる場合には、二十パーセント
- (B) 十四年目に当該条件が満たされる場合には、十八パーセント
- (ii) この(g)の規定の適用上、「四半期のセーフガードの発動数量」とは、各年について、(b)(iv)に定める発動水準の四分の一のものの百十七パーセントをいう。
- (iii) 日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品の合計輸入数量が(b)(iv)に定める各年における発動水準を超え、同時に、四半期における当該原産農産品の合計輸入数量が(ii)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、(i)に定める九十日の期間の終了の日又は(e)に定める期間の終了の日のいずれか遅い日まで、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。
- (h) 日本国は、十四年目の後の連続する四会計年度の間この9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (i) 日本国は、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品

目に該当する原産農産品の日本国への輸入を衛生上の懸念のために全面的又は実質的に三年を超える期間停止した場合には、その停止を全面的又は実質的に解除した後四年間は、アメリカ合衆国からの当該原産農産品に対してこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。自然災害（例えば、厳しい干ばつ）によりアメリカ合衆国における生産力の回復が妨げられる場合には、日本国がアメリカ合衆国からの当該原産農産品に対してこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない期間は、五年とする。

(j) 日本国は、日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」を掲げる品目に該当する原産農産品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

(k) (b)(i)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、二十四万二千メートル・トンに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

10 豚肉についての農産品セーフガード措置

(a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に該当する原産農産品（以下「SG2産品」という。）について、次の条件が満たされる場合にのみ、農産品セーフガード措置をとることができる。

(i) 一年目については、アメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸入数量が、(f)に定める発動水準を超える場合

(ii) 二年目及び三年目については、各年におけるアメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合

(iii) 四年目及び五年目については、次のとおりとする。

(A) 日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるSG2産品の各年における合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの当該SG2産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十六パーセントを超える

場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(B) 日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2産品及び当該価格で輸入される二十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）の締約国（原署名国に限る。）からのCPTPPの規定に従ってCPTPPにおける原産品とされる産品（以下「CPTPP原産品」という。）であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

- (1) 四年目については、九万メートル・トン
 - (2) 五年目については、十万二千メートル・トン
- (iv) 六年目から十年目までの各年については、次のとおりとする。

(A) 日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるSG

2 産品の各年における合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの当該SG2産品の合計輸入数量のうち最大のもの百十九パーセントを超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(B) 日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2産品及び当該価格で輸入されるCPTPPの締約国（原署名国に限る。）からのCPTPP原産品であつて日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

- (1) 六年目については、十一万四千メートル・トン
- (2) 七年目については、十二万六千メートル・トン
- (3) 八年目については、十三万八千メートル・トン
- (4) 九年目については、十五万メートル・トン

(5) 十年目については、十五万メートル・トン

(iii) 及びこの(iv)の規定の適用上、「基準価格」とは、次の価格をいう。

(C) 関税分類番号〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一二・〇二四、〇二〇三一二・〇二五、〇二〇三一
 一九・〇二三、〇二〇三一九・〇二四、〇二〇三一九・〇二五、〇二〇三二二・〇二三、〇二〇三
 二二・〇二四、〇二〇三二二・〇二五、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇三二九・〇二四、〇二〇三
 二九・〇二五、〇二〇六三〇・〇九三、〇二〇六三〇・〇九四、〇二〇六三〇・〇九五、〇二〇六
 四九・〇九三、〇二〇六四九・〇九四又は〇二〇六四九・〇九五の品目に該当する原産農産品につ
 いては、一キログラムにつき三百九十九円

(D) 関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇、〇二〇三一一・〇三一、〇二〇三一一・〇三二、〇二〇三
 二一・〇二〇、〇二〇三二一・〇三一又は〇二〇三二一・〇三二の品目に該当する原産農産品につ
 いては、一キログラムにつき二百九十九円二十五銭

(b) S G 2 産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(i) 関税分類番号〇二〇三一・〇四〇、〇二〇三一二・〇二二、〇二〇三一九・〇二二、〇二〇三二

一・〇四〇、〇二〇三二二・〇二二、〇二〇三二九・〇二二、〇二〇六三〇・〇九九又は〇二〇六四九・〇九九の品目に該当するSG2産品については、

(A) 一年目及び二年目については、四パーセント

(B) 三年目から五年目までについては、三・四パーセント

(C) 六年目から八年目までについては、二・八パーセント

(D) 九年目及び十年目については、二・二パーセント

(ii) 関税分類番号〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一二・〇二四、〇二〇三二二・〇二五、〇二〇三一

九・〇二三、〇二〇三一九・〇二四、〇二〇三一九・〇二五、〇二〇三二二・〇二三、〇二〇三二

二・〇二四、〇二〇三二二・〇二五、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇三二九・〇二四、〇二〇三二

九・〇二五、〇二〇六三〇・〇九三、〇二〇六三〇・〇九四、〇二〇六三〇・〇九五、〇二〇六四

九・〇九三、〇二〇六四九・〇九四又は〇二〇六四九・〇九五の品目に該当するSG2産品について

は、次のもののうちいずれか低いものとする。

(A) 一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第一セーフガード基準輸入価格との差額

(B) 第一代替税率

この(ii)の規定の適用上、

(C) 「第一セーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき五百二十四円に、百パーセントに各年について(i)に定める関税率を加えた百分率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(D) 「第一代替税率」とは、次の関税率をいう。

(1) 一年目から三年目までについては、関税分類番号〇二〇三一一・〇二三、〇二〇三一九・〇二三、〇二〇三二二・〇二三、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇六三〇・〇九三又は〇二〇六四九・

〇九三の品目について日本国の表に定める関税率

(2) 四年目から八年目までについては、一キログラムにつき百円

(3) 九年目及び十年目については、一キログラムにつき七十円

(iii) 関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇、〇二〇三一一・〇三二、〇二〇三一一・〇三二、〇二〇三一一・〇三二の品目に該当するSG2産品について

一・〇二〇、〇二〇三二一・〇三一又は〇二〇三二一・〇三二の品目に該当するSG2産品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

- (A) 一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第二セーフガード基準輸入価格との差額
 - (B) 第二代替税率
- この(iii)の規定の適用上、
- (C) 「第二セーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき三百九十三円に、百パーセントに各年について(i)に定める関税率を加えた百分率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。
 - (D) 「第二代替税率」とは、次の関税率をいう。
 - (1) 一年目から三年目までについては、関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇又は〇二〇三二一・〇二〇の品目について日本国の表に定める関税率
 - (2) 四年目から八年目までについては、一キログラムにつき七十五円
 - (3) 九年目及び十年目については、一キログラムにつき五十二円五十銭
 - (c) この10の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。
 - (d) 日本国は、十年目の終了後は、この10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとり、又は維持して

はならない。

(e) 日本国は、SG2 産品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。

(f) (a)(i)の規定の適用上、アメリカ合衆国からのSG2 産品に適用される一年目の発動水準は、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG2 産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十二パーセントに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

11 加工された豚肉についての農産品セーフガード措置

(a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG3」を掲げる品目に該当する原産農産品（以下「SG3 産品」という。）について、次の条件が満たされる場合にのみ、農産品セーフガード措置をとることができる。

- (i) 一年目については、アメリカ合衆国からのSG3製品の合計輸入数量が、(f)に定める発動水準を超える場合
 - (ii) 二年目から五年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からのSG3製品の合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG3製品の合計輸入数量のうち最大のものの百十八パーセントを超える場合
 - (iii) 六年目から十年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からのSG3製品の合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG3製品の合計輸入数量のうち最大のものの百二十一パーセントを超える場合
- (b) (i) SG3製品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (A) 一年目から三年目までについては、基準税率の八十五パーセント
 - (B) 四年目から八年目までについては、基準税率の六十パーセント
 - (C) 九年目及び十年目については、基準税率の四十五パーセント
- (ii) この(b)の規定の適用上、基準税率は、従価税である部分又は従量税である部分から成るものとし、

- 3 (c)に規定する関税率は、各部分の基準税率に(i)に定める百分率を乗じて得た率に引き下げたものとして決定される。従価税である部分の基準税率については八・五パーセントとし、従量税である部分の基準税率についてはそれぞれのSG3産品の一キログラムにつき六百十四円八十五銭から一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格の六十パーセントの額を減じて得たものとする。
- (c) この11の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。
- (d) 日本国は、十年目の終了後は、この11の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (e) 日本国は、SG3産品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。
- (f) (a)(i)の規定の適用上、アメリカ合衆国からのSG3産品に適用される一年目の発動水準は、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG3産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十五パーセントに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水

準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

12 ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置

(a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SC4*」を掲げる品目に該当する原産農産品について、次の条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

(i) 一年目から四年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合

(A) 一年目については、(f)に定める発動水準

(B) 二年目については、千メートル・トン

(C) 三年目については、千五十メートル・トン

(D) 四年目については、千百メートル・トン

(ii) 五年目及びその後の各年については、アメリカ合衆国からの当該原産農産品及びCPTPPの締約

国（原署名国に限る。）からのCPTPP原産品であつて日本国の表の「実施区分」の欄に「SG4*」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合

- (A) 五年目については、五千八百八十九メートル・トン
- (B) 六年目については、六千百六十七メートル・トン
- (C) 七年目については、六千四百四十四メートル・トン
- (D) 八年目については、六千七百二十二メートル・トン
- (E) 九年目については、七千メートル・トン
- (F) 十年目については、七千七百五十メートル・トン
- (G) 十一年目については、八千五百メートル・トン
- (H) 十二年目については、九千二百五十メートル・トン
- (I) 十三年目については、一万二百五十メートル・トン
- (J) 十四年目については、一万二千二百五十メートル・トン
- (K) 十五年目については、一万二千二百五十メートル・トン

- (L) 十六年目については、一万三千二百五十メートル・トン
- (M) 十七年目については、一万四千二百五十メートル・トン
- (N) 十八年目については、一万五千二百五十メートル・トン
- (O) 十九年目については、一万六千二百五十メートル・トン
- (P) 二十年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を千二百五十メートル・トン引き上げたもの

(b) 「SG4*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

- (i) 一年目から四年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき百二十円
 - (ii) 五年目から九年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき百五十円
 - (iii) 十年目から十四年目までについては、十九・四パーセント及び一キログラムにつき九十円
 - (iv) 十五年目から十九年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき七十五円
 - (v) 二十年目及びその後の各年については、
- (A) 当該年の前年にこの12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前

年のものをそれぞれ一・九パーセント及び一キログラムにつき十円七十銭引き下げたもの

(B) 当該年の前年にこの12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年のものをそれぞれ一パーセント及び一キログラムにつき五円引き下げたもの

(c) この12の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

(d) 日本国は、十九年目の後の連続する三会計年度の間この12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(e) (i) 日本国は、(a)の規定にかかわらず、次のいずれかの条件が満たされる場合には、この12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(A) 自国において脱脂粉乳が国内的に不足していること。

(B) 自国において脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がないこと。

(ii) 日本国がこの12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとる場合において、アメリカ合衆国が(i)に定める条件のいずれかが満たされていると信ずるときは、アメリカ合衆国は、次のことを行うこと

ができる。

(A) 日本国に対し、日本国が(i)に定める条件のいずれも満たされていないと考える理由を説明するよう求めること。

(B) 日本国に対し、当該農産品セーフガード措置がとられた会計年度の残余の期間における当該農産品セーフガード措置の適用を停止するよう要請すること。

(f) (a)(i)(A)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、千メートル・トンに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする)。

13 ホエイ粉についての農産品セーフガード措置

(a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG4^{*}」を掲げる品目に該当する原産農産品について、次の条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

- (i) 一年目から四年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合
- (A) 一年目については、(e)に定める発動水準
 - (B) 二年目については、千百メートル・トン
 - (C) 三年目については、千百七十五メートル・トン
 - (D) 四年目については、千二百五十メートル・トン
- (ii) 五年目及びその後の各年については、アメリカ合衆国からの当該原産農産品及びCPTPPの締約国（原署名国に限る。）からのCPTPP原産品であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG4**」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合
- (A) 五年目については、六千六百六十七メートル・トン
 - (B) 六年目については、七千メートル・トン
 - (C) 七年目については、七千三百三十三メートル・トン
 - (D) 八年目については、七千六百六十七メートル・トン

- (E) 九年目については、八千メートル・トン
- (F) 十年目については、八千五百メートル・トン
- (G) 十一年目については、九千メートル・トン
- (H) 十二年目については、九千七百五十メートル・トン
- (I) 十三年目については、一万五百メートル・トン
- (J) 十四年目については、一万二千二百五十メートル・トン
- (K) 十五年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を千メートル・トン引き上げた

もの

- (b) 「SG4**」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
 - (i) 一年目から四年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき七十五円
 - (ii) 五年目から九年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき四十五円
 - (iii) 十年目から十四年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき三十円
 - (iv) 十五年目及びその後の各年については、

- (A) 当該年の前年にこの13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年のものをそれぞれ二パーセント及び一キログラムにつき四円引き下げたもの
- (B) 当該年の前年にこの13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年のものをそれぞれ一パーセント及び一キログラムにつき二円引き下げたもの
- (c) この13の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。
- (d) 日本国は、十四年目の後の連続する二会計年度の間この13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (e) (a)(i)(A)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、千メートル・トンに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。
- 14 オレンジ（生鮮のものに限る。）についての農産品セーフガード措置

(a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG5」を掲げる品目に該当する原産農産品について、(b)に定める条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

(b) 日本国は、各会計年度の十二月一日から三月三十一日までの間のアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合にのみ、当該原産農産品に対して(a)の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(i) 一年目については、(f)に定める発動水準

(ii) 二年目については、三万七千五十メートル・トン

(iii) 三年目については、三万八千九百五十メートル・トン

(iv) 四年目については、四万八千五百メートル・トン

(v) 五年目については、四万二千七百五十メートル・トン

(vi) 六年目については、四万四千六百五十メートル・トン

(c) 「SG5」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

- (i) 一年目から三年目までについては、二十八パーセント
 - (ii) 四年目から六年目までについては、二十パーセント
- (d) この14の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。
- (e) 日本国は、六年目の終了後は、この14の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (f) (b)(i)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、次のとおりとする。
- (i) この協定が二千十九年十二月一日以前に効力を生ずる場合には、三万五千百五十メートル・トン
 - (ii) この協定が二千十九年十二月一日後に効力を生ずる場合には、三万五千百五十メートル・トンに、分母を百二十一とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。
- 15 競走馬についての農産品セーフガード措置
- (a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG6」を掲げる品目に該当する原産農

産品について、日本円で表示された一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格が発動価格の九十パーセント未満である場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。当該発動価格は、(d)の規定に従って合意される価格又は八百五十万円 (d)の規定による発動価格に関する特別の合意が存在しない場合に限る。)とする。

(b) 「SGG」を掲げる品目に該当する原産農産品に関して、3(c)に規定する関税率は、日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品について決定される関税率に次のものを加えたものとする。

(i) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の十パーセントを超え四十パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の二十パーセント

(ii) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の四十パーセントを超え六十パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の五十パーセント

(iii) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の六

十パーセントを超え七十五パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の七十パーセント

(iv) 一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の七十五パーセントを超える場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の百パーセント

(c) 日本国は、十四年目の終了後は、この15の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(d) 日本国及びアメリカ合衆国は、いずれか一方の要請に基づき、この15に定める農産品セーフガード措置の運用について協議を行うものとし、発動価格を定期的に評価し、及び改定することについて、相互に合意することができる。

第五款 日本国の表

関税品目 (2019年4月1日の もの)	品名	基準税率	実施区分
01.01	馬、ろ馬、ら馬及びビニー（生きているものに限る。）		
	馬		
0101.21	純粋種の繁殖用のもの		
	2 その他のもの		
010121.290	(2) その他のもの	1頭につき 3,400,000 円	EIF
0101.29	その他のもの		
	2 その他のもの		
010129.290	(2) その他のもの	1頭につき 3,400,000 円	B16, SG6
01.03	豚（生きているものに限る。）		
	その他のもの		
0103.92	1頭の重量が50キログラム以上のもの		
010392.020	[3] 1頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	B16
02.01	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
020110.000	枝肉及び半丸枝肉	38.5%	JPR2, SG1*
020120.000	その他の骨付き肉	38.5%	JPR2, SG1*
0201.30	骨付きでない肉		
020130.010	－ロインのもの	38.5%	JPR2, SG1*
020130.020	－かた、うで及びもものもの	38.5%	JPR2, SG1*
020130.030	－ばらのもの	38.5%	JPR2, SG1*
020130.090	－その他のもの	38.5%	JPR2, SG1*
02.02	牛の肉（冷凍したものに限る。）		
020210.000	枝肉及び半丸枝肉	38.5%	JPR2, SG1*
020220.000	その他の骨付き肉	38.5%	JPR2, SG1*
0202.30	骨付きでない肉		
020230.010	－ロインのもの	38.5%	JPR2, SG1*
020230.020	－かた、うで及びもものもの	38.5%	JPR2, SG1*
020230.030	－ばらのもの	38.5%	JPR2, SG1*
020230.090	－その他のもの	38.5%	JPR2, SG1*
02.03	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
	生鮮のもの及び冷蔵したもの		
0203.11	枝肉及び半丸枝肉		

	2 その他のもの		
020311.020	[1] 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（枝肉に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第2項第1号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の[1]に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。） [2] 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格（枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の[3]に定める率（例えば、4.9%の場合は0.049）に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの — 課税価格が1キログラムにつき、299円25銭未満のもの	1kgにつき 361円	JPR4, SG2
020311.031	— 課税価格が1キログラムにつき、299円25銭未満のもの	1kgにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR4, SG2
020311.032	— 課税価格が1キログラムにつき、299円25銭以上のもの	1kgにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR4, SG2
020311.040	[3] 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	JPB10*, SG2
0203.12	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） 2 その他のもの		
020312.023	[1] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格（部分肉に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第3項第1号に定める価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の[1]に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）以下のもの [2] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格（部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の[3]に定める率（例えば、4.9%の場合は0.049）に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。）以下のもの — 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき 482円	JPR5, SG2
020312.024	— 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020312.025	— 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020312.022	[3] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	JPB10*, SG2
0203.19	その他のもの 2 その他のもの		
020319.023	[1] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kgにつき 482円	JPR5, SG2

020319.024	[2] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの — 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020319.025	— 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020319.022	[3] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの 冷凍したもの 枝肉及び半丸枝肉 2 その他のもの	4.3%	JPB10*, SG2
0203.21			
020321.020	[1] 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの [2] 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの — 課税価格が1キログラムにつき、299円25銭未満のもの	1kgにつき361円	JPR4, SG2
020321.031	— 課税価格が1キログラムにつき、299円25銭以上のもの	1kgにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR4, SG2
020321.032		1kgにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR4, SG2
020321.040	[3] 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの 骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） 2 その他のもの	4.3%	JPB10*, SG2
0203.22			
020322.023	[1] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの [2] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの — 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき482円	JPR5, SG2
020322.024	— 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020322.025	— 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020322.022	[3] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの 2 その他のもの 3 その他のもの	4.3%	JPB10*, SG2
0203.29			
020329.023	[1] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの [2] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの — 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき482円	JPR5, SG2
020329.024	— 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020329.025	— 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020329.022	[3] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	JPB10*, SG2

02.06	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニエーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。）		
0206.10	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）		
020610.020	1 ほほ肉及び頭肉	50.0%	JPR3, SG1**
	2 その他のもの		
	(1) 臓器及び舌		
020610.011	— 舌	12.8%	JPB11*****
020610.019	— その他のもの	12.8%	JPB13*
	牛のもの（冷凍したものに限り。）		
020621.000	舌	12.8%	JPB11*****
020622.000	肝臓	12.8%	B16
0206.29	その他のもの		
020629.020	1 ほほ肉及び頭肉	50.0%	JPR3, SG1**
	2 その他のもの		
020629.010	(1) 臓器	12.8%	JPB13*
020629.090	(2) その他のもの	21.3%	B16
0206.30	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）		
	2 その他のもの		
020630.091	(1) 臓器	8.5%	B11
	(2) その他のもの		
020630.093	[1] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kgにつき482円	JPR5, SG2
	[2] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
020630.094	— 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020630.095	— 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020630.099	[3] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	JPB10*, SG2
	豚のもの（冷凍したものに限り。）		
0206.41	肝臓		
020641.090	2 その他のもの	8.5%	B11
0206.49	その他のもの		
	2 その他のもの		
020649.091	(1) 臓器	8.5%	JPB8*
	(2) その他のもの		
020649.093	[1] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kgにつき482円	JPR5, SG2
	[2] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		

020649.094		— 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020649.095		— 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020649.099		[3] 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	JPB10*, SG2
02.07		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。)		
		鶏(ガールズ・ドマステイクス)のもの		
020712.000		分割しないもの(冷凍したものに限り。)	11.9%	B11
0207.14		分割したものと及びくずのもの(冷凍したものに限り。)		
		2 その他のもの		
020714.210		(1) 骨付きのもの	8.5%	B11
020714.220		(2) その他のもの	11.9%	B6
		七面鳥のもの		
020725.000		分割しないもの(冷凍したものに限り。)	3.0%	EIF
0207.27		分割したものと及びくずのもの(冷凍したものに限り。)		
020727.200		2 その他のもの	3.0%	EIF
		あひるのもの		
020742.000		分割しないもの(冷凍したものに限り。)	9.6%	EIF
020743.000		脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)	3.0%	EIF
020744.000		その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。)	9.6%	B6
0207.45		その他のもの(冷凍したものに限り。)		
020745.010		— 肝臓	3.0%	EIF
020745.090		— その他のもの	9.6%	EIF
02.09		家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方法で抽出しないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。)		
020910.000		豚のもの	6.0%	EIF
02.10		肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。)並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		
		豚の肉		
0210.11		骨付きのもの肉及び肩肉並びにこれらを分割したものの(骨付きのものに限り。)		
021011.010		[1] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格(豚肉加工品に係る基準輸入価格(関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第4項第1号に定める価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。))を、当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の[2]に定める率(例えば、9.8%の場合は0.098)に0.6を加えた数で除し、これに1.5を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。)以下のもの	11kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3
021011.020		[2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	JPB11**, SG3

0210.12	ばら肉及びこれを分割したもの			
021012.010	[1] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3	
021012.020	[2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	JPB11**, SG3	
0210.19	その他のもの			
021019.010	[1] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3	
021019.020	[2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	JPB11**, SG3	
0210.99	その他のもの その他のもの 1 豚のもの			
021099.011	[1] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3	
021099.019	[2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	JPB11**, SG3	
021099.090	3 その他のもの	4.2%	E1F	
04.02	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。) 粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。) 砂糖その他の甘味料を加えてないもの			
0402.21	2 その他のもの (1) 学校等給食用のもの及び飼料用のもの — 飼料用のもの			
040221.217	— その他のもの	1kgにつき425円	JPR9	
04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。) ヨーグルト			
0403.10	2 その他のもの (1) フローズンヨーグルト			
040310.211	— 砂糖その他の甘味料を加えたもの(正味重量が10キログラム以下の直接包装したものに限る。)	26.3%	B11	
040310.219	— その他のもの	29.8%	B11	

0404	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）			
0404.10	ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			
	1 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの			
	(1) 脂肪分が全重量の5%以下のもの			
	[2] その他のもの			
	[i] 無機質を濃縮したホエイ			
	— その他のもの			
040410.125	— 関稅暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の6第1項の規定により經濟連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	29.8%及び1kgにつき425円	TRQ-JP6	
	— その他のもの			
040410.126	— 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの	29.8%及び1kgにつき425円	JPB16***, SG4**	
	— 砂糖を加えたもの			
	— その他のもの			
040410.127	— 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの	29.8%及び1kgにつき425円	JPB16***, SG4**	
	— 砂糖を加えたもの			
	— その他のもの			
040410.128	— 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの	29.8%及び1kgにつき425円	JPB21**, SG4*	
	— 砂糖を加えたもの			
	— その他のもの			
	— 砂糖を加えたもの	29.8%及び1kgにつき425円	JPB6****	
	— その他のもの			
	[ii] その他のもの			
	1 砂糖を加えたもの			
	— その他のもの			
040410.135	— 関稅暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の6第1項又は第9条第2項の規定により經濟連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	29.8%及び1kgにつき425円	TRQ-JP6	
	— その他のもの			
040410.136	— 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの	29.8%及び1kgにつき425円	JPB16***, SG4**	
040410.137	— 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの	29.8%及び1kgにつき425円	JPB21**, SG4*	
	2 その他のもの			
	— その他のもの			
040410.145	— 関稅暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の6第1項又は第9条第2項の規定により經濟連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	29.8%及び1kgにつき425円	TRQ-JP6	
	— 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	29.8%及び1kgにつき425円	TRQ-JP6	
	— ホエイパーミエイト			

		<ul style="list-style-type: none"> --- 輸入時に青色を加えたものと認識されるもので、配合飼料の製造に使用するもの --- その他のもの 	29.8%及び1kgにつき425円	EIF
040410.146		<ul style="list-style-type: none"> --- 乳たんばく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの --- その他のもの 	29.8%及び1kgにつき425円	JPB16***, SG4**
040410.147		<ul style="list-style-type: none"> --- 乳たんばく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの --- その他のもの 	29.8%及び1kgにつき425円	JPB21*, SG4*
040410.148		<ul style="list-style-type: none"> (2) その他のもの <ul style="list-style-type: none"> [1] 無幾質を濃縮したホエイ <ul style="list-style-type: none"> --- その他のもの [2] その他のもの 	29.8%及び1kgにつき425円	JPB6****
040410.165		<ul style="list-style-type: none"> --- 関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の6第1項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの --- その他のもの 	29.8%及び1kgにつき687円	TRQ-JP6
040410.166		<ul style="list-style-type: none"> --- 乳たんばく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの --- 砂糖を加えたもの --- その他のもの 	29.8%及び1kgにつき687円	JPB16***, SG4**
		<ul style="list-style-type: none"> --- 砂糖を加えたもの --- その他のもの 	29.8%及び1kgにつき687円	JPB16***, SG4**
040410.167		<ul style="list-style-type: none"> --- 乳たんばく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの --- 砂糖を加えたもの --- その他のもの 	29.8%及び1kgにつき687円	JPB21***, SG4*
		<ul style="list-style-type: none"> --- 砂糖を加えたもの --- その他のもの 	29.8%及び1kgにつき687円	JPB21*, SG4*
		<ul style="list-style-type: none"> [1] その他のもの <ul style="list-style-type: none"> 1 砂糖を加えたもの <ul style="list-style-type: none"> --- その他のもの 		
040410.175		<ul style="list-style-type: none"> --- 関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第9条第2項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの --- 輸入時に青色を加えたものと認識されるもので、配合飼料の製造に使用するもの --- その他のもの 	29.8%及び1kgにつき687円	EIF
040410.176		<ul style="list-style-type: none"> --- 乳たんばく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの --- その他のもの 	29.8%及び1kgにつき687円	JPB16***, SG4**
040410.177		<ul style="list-style-type: none"> --- 乳たんばく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの --- その他のもの 	29.8%及び1kgにつき687円	JPB21***, SG4*
040410.178		<ul style="list-style-type: none"> --- 乳たんばく質の含有量が乾燥状態において全重量の45%以上のもの 2 その他のもの <ul style="list-style-type: none"> --- その他のもの 	29.8%及び1kgにつき687円	JPB6****
040410.185		<ul style="list-style-type: none"> --- 関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の6第1項又は第9条第2項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの --- その他のもの 	29.8%及び1kgにつき687円	TRQ-JP6
040410.186		<ul style="list-style-type: none"> --- 乳たんばく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの 	29.8%及び1kgにつき687円	JPB16***, SG4**

040410.187	---	乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの	29.8%及び1kgにつき687円	JPB21*, S64*
040410.200	2	その他のもの	21.3%	B11
0404.90		その他のもの 1 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの (1) 脂肪分が全重量の1.5%以下のもの [2] その他のもの - その他のもの		
040490.118		(2) 脂肪分が全重量の1.5%を超え30%以下のもの [2] その他のもの - その他のもの	29.8%及び1kgにつき400円	TRQ-JP6
040490.128		(3) 脂肪分が全重量の30%を超えるもの [2] その他のもの - その他のもの	29.8%及び1kgにつき679円	TRQ-JP6
040490.138		- その他のもの	29.8%及び1kgにつき1,023円	TRQ-JP6
04.06		チーズ及びカード		
0406.10		フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード		
040610.020		- 乾燥固形分が全重量の48%以下のもの（1個の重量が4グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が5キログラムを超える直接包装にしたものに限る。） - その他のもの	22.4%	B16
040610.090		- その他のもの		
		----- その他のもの	29.8%	B16
		----- その他のもの	29.8%	JPR7
0406.20		おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）		
040620.100	1	プロセスチーズのもの	40.0%	B16
040620.200	2	その他のもの	26.3%	B16
040630.000		プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	40.0%	TRQ-JP5
0406.40		ブルーベイトマトチーズ及びその他のペニシリアム・ロックフォールテイにより得られる模様を含むチーズ		
040640.090		- その他のもの	29.8%	JPR13
0406.90		その他のチーズ		
040690.090		- その他のもの - ソフトチーズ（コーデックスのチーズの一般規格（CODEX STANDARD 283-1978）の7.1.1において定義される軟質に指定される無脂肪状態における水分を超えるものに限る。）以外のもの	29.8%	B16

04.08	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	卵黄		
040811.000	乾燥したもの	18.8%	B6
040819.000	その他のもの	20.0%（その率が1kgにつき48円 の従量税率より低いときは、当該 従量税率）	B6
	その他のもの		
040891.000	乾燥したもの	21.3%	JPB13***
040899.000	その他のもの	21.3%（その率が1kgにつき51円 の従量税率より低いときは、当該 従量税率）	B6
04.09			
040900.000	天然蜂蜜	25.5%	B8
05.11	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第1類又は第3類の動物で生きていないもの うち食用に適しないもの		
	その他のもの		
0511.99	その他のもの		
051199.900	3 その他のもの	1.5%	EIF
06.04	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こげ及び地衣（生 鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾 用に適するものに限る。）		
060420.000	生鮮のもの	3.0%	EIF
060490.000	その他のもの	3.0%	EIF
07.01	ばれいしよ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
070190.000	その他のもの	4.3%	EIF
07.03	たまねぎ、ジャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。）		
0703.10	たまねぎ及びジャロット		
	1 たまねぎ		
070310.011	－ 課税価格が1キログラムにつき67円以下のもの	8.5%	B6
070310.012	－ 課税価格が1キログラムにつき67円を超え73円70銭以下のもの	8.5%（その率が1kgにつき73.70 円から課税価格を引いた額の従量 税率より高いときは、当該従量税 率）	B6
070310.020	2 ジャロット	3.0%	EIF
0703.90	リーキその他のねぎ属のもの	3.0%	EIF
070390.090	－ その他のもの	3.0%	EIF

07.04	キャベツ、カリフラワー、コーララビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
070410.000	カリフラワー	3.0%	EIF
070420.000	芽キャベツ	3.0%	EIF
0704.90	その他のもの		
070490.010	－ブロッコリー	3.0%	EIF
070490.020	－結球キャベツ	3.0%	EIF
070490.090	－その他のもの	3.0%	EIF
07.05	レタス（ラクトサカ・サライザテ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	レタス		
070511.000	結球レタス	3.0%	EIF
	チコリー		
070521.000	ライクトルーチコリー（キコリウム・インテグリス変種フオリオスム）	3.0%	EIF
070529.000	その他のもの	3.0%	EIF
07.06	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルジンナイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0706.90	その他のもの		
070690.090	－その他のもの	3.0%	EIF
07.08	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）	3.0%	EIF
070810.000	えんどう（ビナム・サナイナム）	3.0%	EIF
070820.000	ささげ属又ははいんげんまめ属の豆	3.0%	EIF
070890.000	その他の豆	3.0%	EIF
07.09	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
070940.000	セルリー（セルリアクを除く。）	3.0%	EIF
	きのご及びトリフ		
070951.000	きのご（はらたけ属のもの）	4.3%	EIF
0709.59	その他のもの		
	－まつたけ及びトリフ		
070959.011	－まつたけ	3.0%	EIF
070970.000	ほうれん草、つるな及び山ほうれん草	3.0%	EIF
	その他のもの		
070991.000	アーチチョーク	3.0%	EIF
070993.000	かぼちゃ類（ククルビタ属のもの）	3.0%	EIF
0709.99	その他のもの		
070999.100	１ ナイートコーン	6.0%	B4
07.10	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）		
071010.000	ばれいしょ	8.5%	B6
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）		

071021.000	えんどう (ピヌム・サライナム)	8.5%	EIF
071022.000	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	8.5%	EIF
071040.000	スアイトコーン	10.6%	EIF
0710.80	その他の野菜		
	2 その他のもの		
071080.010	— グロッキー	6.0%	B6
0710.90	野菜を混合したもの		
071090.100	1 スアイトコーンを主成分とするもの	10.6%	B6
071090.200	2 その他のもの	6.0%	EIF
07.11	一時的な保存に適する処理をした野菜 (例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)		
0711.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
071190.099	— その他のもの	9.0%	EIF
07.12	乾燥野菜 (全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。)		
071231.000	きのこと、きくらげ (きくらげ属のもの)、白きくらげ (白きくらげ属のもの) 及びトリフ		
0712.39	その他のもの	9.0%	EIF
071239.090	— その他のもの	9.0%	EIF
07.13	乾燥した豆 (さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)		
0713.10	えんどう (ピヌム・サライナム)		
	2 その他のもの		
071310.211	(1) 播種用のもの (野菜栽培用のものに限る。) である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	6.0%	EIF
	(2) その他のもの		
071310.221	— この号の2の(2)に掲げるえんどう、第0713.32号に掲げる小豆、第0713.33号の2の(2)に掲げるいんげん豆、第0713.34号の2の(2)に掲げるバンバラ豆、第0713.35号の2の(2)に掲げるささげ、第0713.39号の2の(2)に掲げるその他のささげ属又はいんげんまめ属の豆、第0713.50号の2の(2)に掲げるそら豆、第0713.60号の2の(2)に掲げるき豆及び第0713.90号の2の(2)に掲げるその他の乾燥した豆について、120,000 トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの (以下この項において「共通の限度数量以内のもの」という。)	10.0%	EIF
0713.20	ひよこ豆		
071320.020	2 その他のもの	8.5%	EIF

	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
0713. 32	小豆（フテセオルス・テンヅラリス又はザイヅナ・テンヅラリス）		
071332. 010	— 共通の限度数量以内のもの	10. 0%	EIF
0713. 33	いんげん豆（フテセオルス・ザルガリス）		
	2 その他のもの		
071333. 210	^注 (1) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	6. 0%	EIF
	(2) その他のもの		
071333. 221	— 共通の限度数量以内のもの	10. 0%	EIF
0713. 35	ささげ（ザイヅナ・ウンヅイクラタ）		
	2 その他のもの		
071335. 210	^注 (1) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	6. 0%	EIF
	(2) その他のもの		
071335. 291	— 共通の限度数量以内のもの	10. 0%	EIF
0713. 39	その他のもの		
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
	— 共通の限度数量以内のもの		
071339. 226	— その他のもの	10. 0%	EIF
0713. 40	ひら豆		
071340. 020	2 その他のもの	8. 5%	EIF
0713. 50	そら豆（ザイキア・フテバ変種エウルクイナ及びザイキア・フテバ変種ミノル）		
	2 その他のもの		
071350. 210	^注 (1) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	6. 0%	EIF
08. 02	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したのものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		
	ナット		
0802. 11	殻付きのもの		
080211. 200	2 ナットナット	2. 4%	EIF
0802. 12	殻を除いたもの		
080212. 200	2 ナットナット	2. 4%	EIF
080222. 000	殻を除いたもの	6. 0%	EIF
	くるみ		

080232.000	糖を除いたもの		10.0%	EIF
	ワカダミアナット			
080262.000	糖を除いたもの		5.0%	EIF
0802.90	その他のもの			
080290.300	1 パーナ		4.5%	EIF
08.03	パーナ（バナナチンを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
0803.90	その他のもの			
080390.200	2 乾燥したもの		3.0%	EIF
08.04	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グレープ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
0804.20	いちじく			
080420.010	－ 生鮮のもの		6.0%	B6
080420.090	－ 乾燥したもの		6.0%	B6
0804.50	グレープ、マンゴー及びマンゴスチン			
	－ 生鮮のもの			
080450.011	－ マンゴ		3.0%	EIF
08.05	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
0805.10	オレンジ			
080510.000	1 毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの		16.0%	B6
080510.000	2 毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの			
	－ 毎年12月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの		32.0%	JPB8**, SG5
	－ 毎年4月1日から同年5月31日までに輸入されるもの		32.0%	B6
08.07	パイナップル及びマロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）			
080720.000	パイナップル		2.0%	EIF
08.08	りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）			
080810.000	りんご		17.0%	JPB11***
08.09	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）			
	さくらんぼ			
080929.000	その他のもの		8.5%	JPB6**
080930.000	桃（ネクタリンを含む。）		6.0%	EIF
08.10	その他の果実（生鮮のものに限る。）			
081020.000	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローザンベリー		6.0%	EIF
081030.000	ブラックベリー、ホライトベリー、レッドベリー及びブルーベリー		6.0%	EIF
081040.000	クランベリー、ビルベリーその他のザキニウム属の果実		6.0%	EIF
081050.000	キウイフルーツ		6.4%	EIF
081070.000	柿		6.0%	EIF
0810.90	その他のもの			
081090.210	－ ランナータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		5.0%	EIF
081090.290	－ その他のもの		6.0%	EIF

08.11	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとシ、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
0811.10	ストロベリー		
081110.100	1 砂糖を加えたもの	9.6%	EIF
081110.200	2 その他のもの	12.0%	EIF
0811.20	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローザンベリー、ブラックカラント、ホワイトカラント、レッドカラント及びグーズベリー		
081120.100	1 砂糖を加えたもの	9.6%	EIF
081120.200	2 その他のもの	6.0%	EIF
0811.90	その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
	(5) その他のもの		
	— その他のもの		
081190.190	— その他のもの	12.0%	EIF
08.13	乾燥果実（第08.01項から第08.06項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
081320.000	アールン		
081320.000	アールン	2.4%	EIF
081330.000	りんご	9.0%	B6
0813.40	その他の果実		
081340.010	1 ベリー	9.0%	EIF
	2 その他のもの		
081340.022	— 干し柿	9.0%	B6
081340.029	— その他のもの	9.0%	EIF
0813.50	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
081350.090	2 その他のもの	12.0%	EIF
08.14			
081400.000	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	1.5%	EIF
09.01	コーヒー（煎つてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）		
090121.000	コーヒー（煎つたものに限る。）		
090122.000	カフェインを除いたもの	12.0%	EIF
0901.90	その他のもの		
090190.200	2 コーヒーを含有するコーヒー代用物	12.0%	EIF
09.02	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）		
090210.000	緑茶（発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	17.0%	B6
0902.30	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）		
090230.010	— 紅茶	12.0%	B6
090230.090	— その他のもの	17.0%	B6

0902.40	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶			
	2 その他のもの			
090240.210	(1) 紅茶	3.0%		EIF
09.03				
090300.000	マテ	12.0%		B6
09.04	とうがらし属又はピマンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー			
	ペッパー			
0904.11	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの			
090411.100	1 小売用の容器入りにしたもの	3.0%		EIF
	破砕し又は粉砕したものの			
0904.12	1 小売用の容器入りにしたもの	3.0%		EIF
090412.100	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料			
09.10	しょうが			
	破砕し又は粉砕したものの			
0910.12	2 その他のもの			
	(2) その他のもの			
	— その他のもの			
091012.299	その他の香辛料	2.5%		EIF
0910.91	この類の注 1(b)の混合物			
	2 その他のもの			
091091.210	(1) 小売用の容器入りにしたもの	3.6%		EIF
10.01	小麦及びメヌリン			
	デュラム小麦			
1001.11	播種用のもの			
100111.010	— 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの			
	— 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税		
	— その他のもの	無税		
	— 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定めた輸入差益の対象となることを条件とする。	世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定めた輸入差益の対象となることを条件とする。		JPMI
	— 無税	無税		TRQ-JP2

1001.19	その他のもの		
100119.010	<p>— 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>— 世界貿易機関設立協定の日本国の議許表における関税割当て</p>	無税	
	— その他のもの	世界貿易機関設立協定の日本国の議許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPMI
	無税		TRQ-JP2
	その他のもの	世界貿易機関設立協定の日本国の議許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	
1001.91	<p>播種用のもの</p> <p>— 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p>		
100191.011	<p>— メスリン</p> <p>— 世界貿易機関設立協定の日本国の議許表における関税割当て</p>	20.0%	
	— その他のもの	世界貿易機関設立協定の日本国の議許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPMI
	— その他のもの	世界貿易機関設立協定の日本国の議許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2
100191.019	<p>— その他のもの</p> <p>— 世界貿易機関設立協定の日本国の議許表における関税割当て</p>	無税	JPMI

	--- その他のもの	無税	世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2
1001.99	その他のもの 一 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による運名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しのに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの			
100199.011	--- マスリソ --- 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	20.0%		
	--- その他のもの	世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1	
	--- その他のもの	20.0%		
	--- その他のもの	世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2	
100199.019	--- その他のもの --- 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税		
	--- その他のもの	世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1	
	---- その他のもの	無税	世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となる。	TRQ-JP2
10.02	ライ麦			
1002.10	播種用のもの			
100210.020	2 その他のもの	4.2%		EIF
1002.90	その他のもの			
100290.010	一 飼料用のもの	4.2%		EIF
100290.090	一 その他のもの	4.2%		EIF

10.03	大麦及び裸麦			
1003.10	播種用のもの ^注			
100310.010	<p>一 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>一 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て</p>			
1003.90	その他のもの			
100390.019	<p>一 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの</p> <p>一 一 その他のもの</p> <p>一 一 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て</p>			
10.05	とうもろこし			
1005.10	播種用のもの ^注			
100510.020	2 その他のもの			
1005.90	その他のもの			
	2 その他のもの			
	一 関税法（明治43年法律第54号）第13条第1項の規定の適用を受けないもの			
	一 輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの			
100590.096	一 一 一 その他のもの			
10.07	ズレーンソルガム			
1007.10	播種用のもの ^注			
100710.020	2 その他のもの			
1007.90	その他のもの			
100790.090	一 その他のもの			
10.08	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物			
1008.10	そば			

100810.090	2 その他のもの		9.0%	B6
1008.50	キヌア (ケノボアイラム・クイノア)			
100850.200	2 その他のもの		3.0%	E1F
1008.60	ライ小麦			
	2 その他のもの			
100860.210	— 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成6年法律第113号) 第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの — 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て			
	— その他のもの			
1008.90	その他の穀物			
100890.090	2 その他のもの		3.0%	E1F
11.02	穀粉 (小麦粉及びマヌリン粉を除く。)			
110220.000	とうもろこし粉		21.3%	B8
1102.90	その他のもの			
	4 その他のもの			
110290.410	— ライ麦粉		15.0%	B6
110290.490	— その他のもの		21.3%	B6
11.03	ひき割り穀物、穀物のミール及びベレット			
	ひき割り穀物及び穀物のミール			
110313.000	とうもろこしのもの		21.3%	B8
1103.19	その他の穀物のもの			
110319.400	3 オートのもの		12.0%	B6
11.04	その他の加工穀物 (例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。) 及び穀物の胚芽 (全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)			
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物			
110412.000	オートのもの		12.0%	B6

110422.000	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）		
1104.23	オートのもの	12.0%	B11
110423.090	とうもろこしのもの		
	2 その他の他のもの	18.0%	B6
1104.29	その他の穀物のもの		
	4 その他の他のもの		
110429.310	— そばのもの	17.0%	B6
110429.390	— その他のもの	17.0%	EIF
110510.000	ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	20.0%	B11
110520.000	フレーク、粒及びペレット	20.0%	B6
11.06	乾燥した豆（第 07.13 項のものに限る。） 、 サゴヤシ又は根若しくは塊茎（第 07.14 項のものに限る。）の粉及びミール並びに第 8 類の物品の粉及びミール		
110610.000	乾燥した豆（第 07.13 項のものに限る。）のもの	13.6%	B11
1106.20	サゴヤシ又は根若しくは塊茎（第 07.14 項のものに限る。）のもの		
110620.200	— その他のもの	21.3%	B6
1106.30	第 8 類の物品のもの		
110630.200	— その他のもの	15.0%	B6
11.07	麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）		
1107.10	煎っていないもの		
	— その他のもの		
110710.029	— その他のもの	1kgにつき 21.30 円	TRQ-JP3
1107.20	煎ったもの		
110720.020	— その他のもの	1kgにつき 21.30 円	TRQ-JP4
11.08	でん粉及びイヌリン		
	でん粉		
1108.12	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）		
	— この号に掲げるとうもろこしでん粉（コーンスターチ）、第 1108.13 号に掲げるばれいしよでん粉、第 1108.14 号に掲げるパニオカ（カッサバ）でん粉、第 1108.19 号に掲げるその他のでん粉、第 1108.20 号に掲げるイヌリン、第 1901.20 号の 1 の (2) の D の (b) に掲げるペーカリー製品製造用の混合物等及び第 1901.90 号の 1 の (2) の D の (b) に掲げる調製食料品について、157,000 トンを基準とし、輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項及び第 19.01 項において「でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの」という。）		
110812.020	— その他のもの	25.0%	JPR13
	— その他のもの		
110812.091	— でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングレー、可溶性でん粉、ばい糖でん粉若しくはスターチグレーの製造に使用するものとして関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 361 号）第 8 条の 6 第 1 項の割当てを受けて輸入されるもの	1kgにつき 119 円	TRQ-JP8

110812.099	— その他のもの	1kgにつき 119 円	TRQ-JP8
1108.13	ばいりしよでん粉 — その他のもの		
110813.091	— でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばいりしよでん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 361 号）第 8 条の 6 第 1 項の割当てを受けて輸入されるもの	1kgにつき 119 円	TRQ-JP8
110813.099	— その他のもの	1kgにつき 119 円	TRQ-JP8
1108.20	イヌリン — その他のもの	1kgにつき 119 円	TRQ-JP9
110820.090			
11.09			
110900.000	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	21.3%	B11
12.02	落花生（煎っていないものその他の加熱による調理をしていないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）		
	その他のもの		
1202.42	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。） — その他のもの		
120242.091	— 第 1202.30 号、第 1202.41 号及びこの号に掲げる落花生について、75,000 トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して、輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項において「共通の限度数量以内のもの」という。）	10.0%	EIF
	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタートの粉及びミールを除く。）		
12.08	大豆のもの	4.2%	EIF
120810.000	その他のもの	4.2%	EIF
120890.000			
12.10	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルズリン		
121010.000	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）	4.3%	EIF
1210.20	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びルズリン		
121020.100	— ホップ	4.3%	EIF
121020.200	— ルズリン	3.0%	EIF
12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		
1211.20	おたねにんじん		
121120.100	1 生鮮のもの及び乾燥したもの	4.3%	EIF
1211.90	その他のもの		
	4 その他のもの		
	(2) その他のもの		
121190.999	c その他のもの		

	— 生鮮のもの及び乾燥したもの		EIF
	— その他のもの		
	— 果実、ナットその他の植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わない。）	12.0%	B6
	— その他のもの		EIF
12.12	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びぎとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及びび仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サナイザム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
	その他のもの		
1212.99	その他のもの		
	2 その他のもの		
121299.990	— その他のもの		
13.01	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）	3.0%	EIF
1301.90	その他のもの		
130190.100	1 セラックその他の精製ラック	17.0%	EIF
13.02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びジックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		
	植物性の液汁及びエキス		
1302.19	その他のもの		
	1 飲料のもと		
130219.110	(1) 植物性の一種類の原料から得たもの	10.0%	B6
130219.120	(2) その他のもの	16.5%	B8
	3 その他のもの		
	(3) その他のもの		
130219.231	A アルコール分が50%以上のもの	6.0%	EIF
130220.000	ペクチン質、ペクチン酸塩及びペクチン酸塩	3.0%	EIF
14.01	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したものの、竹、とうもろこし、いぐさ、オーゾア、ラフィア及びライム樹皮）		
1401.90	その他のもの		
	2 その他のもの		
140190.290	(2) その他のもの	3.0%	EIF
14.04	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		
1404.90	その他のもの		
140490.300	2 たぶの木又はへちまのもの	6.0%	EIF
	4 その他のもの		
140490.499	— その他のもの	6.0%	EIF
15.01	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第02.09項又は第15.03項のものを除く。）		

1501.10	ラード			
150110.200	2 その他のもの	1kgにつき 8.50 円		B6
1501.20	その他の豚脂			
150120.200	2 その他のもの	1kgにつき 8.50 円		B6
150190.000	その他のもの	6.4%		EIF
15.03				
150300.000	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしていないものに限る。）	4.3%		EIF
15.05				
1505.00	ワールズリース及びこれから得た脂肪性物質（ワリリンを含む。）			
150500.100	1 ワールズリース（粗のものに限る。）	1.2%		EIF
150500.200	2 その他のもの	3.0%		EIF
15.06				
150600.000	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	6.4%		EIF
15.07	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
1507.10	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）			
150710.100	1 酸価が 0.6 を超えるもの	1kgにつき 10.90 円		B6
150710.200	2 その他のもの	1kgにつき 13.20 円		B6
15.08	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
1508.10	粗油			
150810.100	1 酸価が 0.6 を超えるもの	1kgにつき 8.50 円		B11
150810.200	2 その他のもの	1kgにつき 10.40 円		B11
150890.000	その他のもの	1kgにつき 10.40 円		B11
15.11	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしていないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
151110.000	粗油	3.5%		EIF
15.12	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしていない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
1512.11	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物			
	粗油			
	1 酸価が 0.6 を超えるもの			
151211.110	－ ひまわり油	1kgにつき 8.50 円		B6
151211.210	－ サフラワー油	1kgにつき 8.50 円		EIF
	2 その他のもの			
151211.120	－ ひまわり油	1kgにつき 10.40 円		B6
151211.220	－ サフラワー油	1kgにつき 10.40 円		B6

	精製油及びその分別物			
1512. 21	粗油（ゴソポールを除いてあるかないかを問わない。）			
151221. 090	－ その他のもの	1kgにつき 8.50 円		B6
1512. 29	その他のもの			
151229. 090	－ その他のもの	1kgにつき 8.50 円		B9
15. 13	やし（ゴソラ）油、パーム核油及びパーム油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
	やし（ゴソラ）油及びその分別物			
151311. 000	粗油			
	その他のもの	4.5%（その率が1kgにつき5円の従量税率より低いときは、当該従量税率）		EIF
151319. 000	その他のもの	4.5%（その率が1kgにつき5円の従量税率より低いときは、当該従量税率）		EIF
	パーム核油及びパーム油並びにこれらの分別物			
	その他のもの			
1513. 29	その他のもの			
151329. 100	1 パーム核油及びその分別物	4.0%		EIF
15. 14	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
	その他のもの			
1514. 91	粗油			
151491. 100	1 酸価が0.6を超えるもの	1kgにつき 10.90 円		B6
151499. 000	その他のもの	1kgにつき 13.20 円		B6
15. 15	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
	亜麻仁油及びその分別物			
151511. 000	粗油	5.0%（その率が1kgにつき5.50円 の従量税率より低いときは、当該 従量税率）		B6
151530. 000	ひまし油及びその分別物	4.5%		EIF
1515. 90	その他のもの			
	4 その他のもの			
	(1) 酸価が0.6を超えるもの			
151590. 410	－ 米油及びその分別物	1kgにつき 8.50 円		B11
151590. 510	－ その他のもの	1kgにつき 8.50 円		B4
	(2) その他のもの			
151590. 420	－ 米油及びその分別物	1kgにつき 10.40 円		B11
151590. 520	－ その他のもの	1kgにつき 10.40 円		B4

15.16	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエラノジソ化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）		
151610.000	動物性油脂及びその分別物	4.0%	EIF
15.17	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）		
151710.000	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	29.8%	B6
1517.90	その他のもの		
151790.110	1 動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエラノジソ化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。） (1) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエラノジソ化したもの 2 植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエラノジソ化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）	4.0%	EIF
151790.210	(1) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエラノジソ化したもの (2) その他のもの	3.5%	EIF
151790.290	3 離型油	1kgにつき13.20円	B11
151790.300	5 その他のもの	2.9%	EIF
151790.900		21.3%	B6
15.18			
151800.000	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ポアル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15.16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	2.5%	EIF
15.20			
152000.000	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン懸液	5.0%	EIF
15.21	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）		
1521.90	その他のもの		
	1 蜜ろう及び鯨ろう		
152190.010	— 蜜ろう	12.8%	B6
152190.099	2 その他のもの	4.5%	EIF
16.01			
160100.000	ソーセイジその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食品	10.0%	B6
16.02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血		
1602.20	動物の肝臓のもの		

160220.010	1 牛又は豚のもの 第01.05項の家きんのもの	21.3%	B16
1602.31	七面鳥のもの 2 その他のもの		
160231.290	(2) その他のもの	6.0%	EIF
1602.32	鶏（ガールズ・ドメステイクス）のもの 2 その他のもの		
160232.290	(2) その他のもの	6.0%	JPB6*
1602.39	その他のもの		
160239.290	2 その他のもの (2) その他のもの	6.0%	EIF
1602.41	豚のもの もも肉及びこれを分割したものの		
160241.011	1 ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）及び保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のもに限り。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。） (1) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき、豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	JPB1*, SG3
160241.019	(2) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	JPB1**, SG3
160241.090	2 その他のもの	20.0%	B6
1602.42	肩肉及びこれを分割したものの		
160242.011	1 ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）及び保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のもに限り。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。） (1) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき、豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	JPB1*, SG3
160242.019	(2) 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	JPB1**, SG3
160242.090	2 その他のもの	20.0%	B6
1602.49	その他のもの（混合物を含む。） 2 その他のもの		

160249.210	(1) ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製し又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のもものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。） [1] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき、豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	JPB1*, SG3
160249.220	[2] 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	JPB1**, SG3
160249.290	(2) その他のもの	20.0%	B6
1602.50	牛のもの 2 その他のもの (2) その他のもの B その他のもの (b) 調味した後に乾燥したもの — 気密容器入りのもの — 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの (d) その他のもの		
160250.510	— 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの	10.0%	B16
160250.590	— その他のもの	10.0%	B16
160250.700	(d) その他のもの イ 気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。） ロ 気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）	21.3%	B16
160250.890	— その他のもの ハ その他のもの — その他のもの — その他のもの	38.3%	B16
160250.999	— その他のもの	50.0%	B16
16.03			
1603.00	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース		
160300.010	1 肉のエキス及びジュース	12.0%	B6
17.02	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造蜂蜜（天然蜂蜜を混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル		
170211.000	乳糖及び乳糖水	8.5%	E1F
170219.000	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の99%以上のもの その他のもの	8.5%	E1F
1702.20	かえで糖及びかえで糖水		
170220.100	1 かえで糖	1kgにつき 20.80 円	B4

170220.200	2 かえで糖水	17.5% (その率が1kgにつき13.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B4
1702.30	ぶどう糖及びぶどう糖水 (果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%未満のものに限る。)		
170230.100	1 香味料又は着色料を加えたもの	29.8% (その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B11
	2 その他のもの		
170230.210	(1) 砂糖を加えたもの	85.7% (その率が1kgにつき60.90円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	TRQ-JP7
	(2) その他のもの		
170230.221	A 精製したもの	21.3%	TRQ-JP7
170230.229	B その他のもの	50.0% (その率が1kgにつき25円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	TRQ-JP7
1702.40	ぶどう糖及びぶどう糖水 (果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%以上50%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。)		
	2 その他のもの		
170240.210	— 砂糖を加えたもの	78.5% (その率が1kgにつき53.70円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	TRQ-JP7
170240.220	— その他のもの	50.0% (その率が1kgにつき25円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	TRQ-JP7
170250.000	果糖 (化学的に純粋なものに限る。)	9.0%	EIF
1702.60	その他の果糖及び果糖水 (果糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。)		
	2 その他のもの		
170260.210	— 砂糖を加えたもの	85.7% (その率が1kgにつき60.90円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	TRQ-JP7
170260.220	— その他のもの	50.0% (その率が1kgにつき25円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	TRQ-JP7
1702.90	その他のもの (転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む。)		
	3 人造蜂蜜及びビカラムル		

170290.290	一人造蜂蜜	50.0% (その率が1kgにつき25円 の従量税率より低いときは、当該 従量税率)	B11
170290.300	一カラメル	50.0% (その率が1kgにつき25円 の従量税率より低いときは、当該 従量税率)	B11
	4 ハイエ・テレスト・モラセス		
170290.420	(2) その他のもの	21.3%	B11
	5 その他のもの		
170290.510	(1) 香料料又は着色料を加えたもの	29.8% (その率が1kgにつき23円 の従量税率より低いときは、当該 従量税率)	B11
	(2) その他のもの		
	B その他のもの		
170290.523	(b) 麦芽糖	21.3%	B11
170290.529	(c) その他のもの	50.0% (その率が1kgにつき25円 の従量税率より低いときは、当該 従量税率)	TRQ-JP7
17.03	糖蜜 (砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。)		
1703.10	甘しや糖蜜		
	2 その他のもの		
170310.090	一 その他のもの	1kgにつき15.30円	B6
1703.90	その他のもの		
	2 その他のもの		
170390.090	一 その他のもの	1kgにつき15.30円	B11
17.04	砂糖菓子 (ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。)		
170410.000	チョコレート (砂糖で覆ってあるかないかを問わない。)	24.0%	B11
18.03	ココアペースト (脱脂してあるかないかを問わない。)		
180310.000	脱脂してないもの	5.0%	E1F
180320.000	完全に又は部分的に脱脂したもの	10.0%	B6
18.05			
180500.000	ココア粉 (砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	12.9%	B6
18.06	チョコレートその他のココアを含有する調製食品		
1806.20	その他の調製品 (塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。)		
	1 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品 (ココア粉の含有量が全重量の10%未満のものに限る。)		
	(2) その他のもの		

180620.321	A 砂糖を加えたもの	23.8%	B11
19.01	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
1901.20	第19.05項のペーカリー製品製造用の混合物及び練り生地		
	2 その他のもの		
	(2) ケーキミックス		
190120.222	A 砂糖を加えたもの	23.8%	TRQ-JP1
	B その他のもの		
190120.223	(a) 小売用の容器入りにしたもの（容器ごとの1個の重量が500グラム以下のものに限る。）	12.0%	B9
190120.224	(b) その他のもの	12.0%	B9
	(3) その他のもの		
	A 砂糖を加えたもの		
190120.232	(a) しょ糖の含有量が全重量の15%以下のもの	24.0%	TRQ-JP1
	— 小麦粉調製品		
190120.235	(b) その他のもの	23.8%	TRQ-JP1
	— 小麦粉調製品		
	B その他のもの		
190120.243	— その他のもの		
	— 小麦粉調製品	16.0%	TRQ-JP1
1901.90	その他のもの		
	2 その他のもの		
	(1) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品		
	A 砂糖を加えたもの		
	(a) しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの		
	— その他のもの		
190190.216	— 加圧容器入りにしたホイップクリーム	23.8%	B11
	B その他のもの		
190190.229	— その他のもの	21.3%	B11
190190.230	(2) 麦芽エキス	9.0%	B11
	(3) その他のもの		
	A 砂糖を加えたもの		
	(a) しょ糖の含有量が全重量の15%以下のもの		
190190.243	— その他のもの	24.0%	B11

19.02	スパゲツテイ、ワカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニヨッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調理をしたものであるかないかを問わない。）及びクーラス（調理してあるかないかを問わない。）		
190211.000	パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調理をしたものを除く。） 卵を含有するもの	1kgにつき 30 円	B9
1902.19	その他のもの 2 その他のもの		
	－ワカロニ及びスパゲツテイ		
190219.093	－スパゲツテイ	1kgにつき 30 円	JPR20
190219.094	－ワカロニ	1kgにつき 30 円	JPR20
	－その他のもの		
190219.099	－その他のもの	1kgにつき 34 円	JPR21
1902.20	パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調理をしてあるかないかを問わない。） 2 その他のもの (2) その他のもの		
190220.220	その他のパスタ	21.3%	B11
1902.30	1 砂糖を加えたもの	23.8%	B11
190230.100	2 その他のもの		
190230.210	－イヌスタントラーメンその他の即席めん類	21.3%	B11
190230.290	－その他のもの	21.3%	B11
190240.000	クーラス	1kgにつき 24 円	B11
19.03			
190300.000	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかけ状その他これらに類する形状のものに限る。）	9.6%	EIF
19.05	パン、ペーストリー、クッキー、ビスケットその他のペーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用クッキー、医療用に適するオゾラート、ソーリンダクッキー、ライスペーパーその他これらに類する物品		
190510.000	クリスタレット	9.0%	B11
190520.000	ジンジャーレットその他これに類する物品	18.0%	B11
190532.000	スライトビスケット、ワッフル及びクッキー		
190540.000	ワッフル及びクッキー	18.0%	B9
1905.90	その他のもの	9.0%	B8
190590.100	1 パン、乾パンその他これらに類するペーカリー製品（砂糖、蜂蜜、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。） 3 その他のもの	9.0%	B8
	(1) 砂糖を加えたもの		
190590.312	B ビスケット、クッキー及びクッキー	15.0%	B6

190590.314	C 主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの D その他のもの	9.0%	B6
190590.313	－ ピザ（冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	24.0%	B9
190590.319	－ その他のもの (2) その他のもの	25.5%	B6
190590.322	B ビスケット、クッキー及びクラッカー	13.0%	B6
190590.323	C 主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの D その他のもの	9.0%	B6
190590.329	D その他のもの	21.3%	B6
20.01	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分		
2001.10	きゅうり及びびガーキン		
200110.100	1 砂糖を加えたもの	15.0%	B6
200110.200	2 その他のもの	12.0%	EIF
2001.90	その他のもの 1 砂糖を加えたもの		
200190.140	(4) その他のもの 2 その他のもの (5) その他のもの	15.0%	EIF
200190.290	－ その他のもの	12.0%	EIF
20.02	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
200210.000	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	9.0%	EIF
2002.90	その他のもの 2 その他のもの (1) トマトピューレー及びトマトペースト		
	－ 気密容器入りのもの 注：保税工場において輸出用の魚又は貝類の詰詰の製造に使用し、かつ、積み戻したものは、関税法（昭和29年法律第61号）により輸入貨物とせず、関税を課さない。		
200290.219	－ ー その他のもの	16.0%	B6
	－ その他のもの		
200290.229	－ ー その他のもの	16.0%	B6
200290.290	(2) その他のもの	9.0%	EIF
20.03	調製し又は保存に適する処理をしたきのこと及びトリア（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
2003.10	きのこと（はらたけ属のもの）		
200310.100	1 砂糖を加えたもの 2 その他のもの	13.4%	EIF
200310.211	(1) 気密容器入りのもの（容器どもの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。） － フレンチマッシュルーム	13.6%	B6
200310.220	(2) その他のもの	10.5%	EIF

20.04	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）		
2004.10	はれいしよ		
200410.100	1 単に加熱による調理をしたもの 2 その他のもの	8.5%	B4
200410.210	(1) マッシュポテト	13.6%	B6
200410.220	(2) その他のもの	9.0%	B6
2004.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの 2 その他のもの		
	(1) アスパラガス及び豆		
200490.212	— 豆	17.0%	B11
200490.230	(3) スイートコーン	7.5%	B6
200490.299	(5) その他のもの	9.0%	EIF
20.05	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）		
2005.20	はれいしよ		
200520.100	1 マッシュポテト及びポテトフレーク 2 その他のもの	13.6%	B11
200520.210	(1) 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	12.0%	B6
200520.220	(2) その他のもの	9.0%	B8
	ささげ属又ははいんげんまめ属の豆		
2005.51	さやを除いた豆		
	1 砂糖を加えたもの		
200551.110	(1) 気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトプトビューラーその他のトプトの調製品を含むものに限る。）	14.0%	B8
200551.200	2 その他のもの	17.0%	B11
2005.70	オリーヴ		
200570.010	1 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	5.4%	EIF
2005.80	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカタ）		
200580.100	1 砂糖を加えたもの	14.9%	B6
200580.200	2 その他のもの	10.0%	EIF
	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
2005.99	その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200599.190	(2) その他のもの	13.4%	B6
	2 その他のもの		
200599.220	(2) 豆（さや付きのものを除く。）	17.0%	B8
200599.230	(3) サウークラウト (4) その他のもの	12.0%	EIF

		A 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のに限る。）		
200599.919		(b) その他のもの	12.0%	EIF
		B その他のもの		
200599.991		(a) にんにくの粉	10.5%	EIF
200599.999		(b) その他のもの	9.0%	EIF
20.07		ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナッツのピューレー及び果実又はナッツのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
2007.10		均質調製果実		
200710.200		2 その他のもの	21.3%	B11
		その他のもの		
2007.91		かんきつ類の果実		
		1 ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード		
		(1) 砂糖を加えたもの		
200791.119		－ フルーツゼリー及びマーマレード	16.8%	B6
		(2) その他のもの		
200791.129		－ フルーツゼリー及びマーマレード	12.0%	B6
2007.99		その他のもの		
		1 ジャム及びフルーツゼリー		
		(1) 砂糖を加えたもの		
200799.111		－ ジャム	16.8%	B6
200799.119		－ フルーツゼリー	16.8%	B6
		(2) その他のもの		
200799.121		－ ジャム	12.0%	B6
200799.129		－ フルーツゼリー	12.0%	EIF
		2 その他のもの		
		(1) 砂糖を加えたもの		
200799.211		－ フルーツピューレー及びフルーツペースト	34.0%	B8
		(2) その他のもの		
200799.221		－ フルーツピューレー及びフルーツペースト	21.3%	B6
200799.229		－ その他のもの	25.0%	B11
20.08		果実、ナッツその他の植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）		
2008.11		ナッツ、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）		
		落花生		
		1 砂糖を加えたもの		
200811.110		(1) ピーナッツバター	12.0%	B6

200811.120	(2) その他のもの	23.8%	B6
	2 その他のもの		
200811.210	(1) ビーナッツバター	10.0%	B6
	(2) その他のもの		
	－ 煎った落花生		
200811.292	－ その他のもの	21.3%	B8
200811.299	－ その他のもの	21.3%	B8
2008.19	その他のもの (混合したものを含む。)		
	1 砂糖を加えたもの		
	(2) その他のもの		
	A カシューナッツ及びその他の煎ったナッツ		
200819.191	－ カシューナッツ	11.0%	B6
200819.192	－ その他のもの	11.0%	B6
	B その他のもの		
200819.199	－ その他のもの	16.8%	B6
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
	A デーモンド (煎ったものに限る。) 及びマカダミアナッツ (煎ったものを除く。)		
200819.222	－ デーモンド (煎ったものに限る。)	5.0%	EIF
	B マカダミアナッツ (煎ったものに限る。) 及びペカン (煎ったものに限る。)		
200819.221	－ マカダミアナッツ (煎ったものに限る。)	5.0%	EIF
200819.223	－ ペカン (煎ったものに限る。)	5.0%	EIF
	C ココヤシの実、ブラジルナッツ、パラダイスナッツ、ヘーゼルナッツ (コリエル ス属のもの)、カシューナッツ及びぎんなん		
200819.224	－ ココヤシの実、ブラジルナッツ、パラダイスナッツ及びヘーゼルナッツ (コリエ ルス属のもの)	10.0%	EIF
200819.225	－ カシューナッツ	10.0%	EIF
	D その他のもの		
200819.228	(a) 煎ったもの	5.0%	EIF
200819.229	(b) その他のもの	12.0%	B6
2008.20	パイナツプル		
	1 砂糖を加えたもの		
	(2) その他のもの		
200820.199	B その他のもの	46.8%	B11
2008.30	かんきつ類の果実		
	1 砂糖を加えたもの		
200830.110	(1) パルプ状のもの	29.8%	B11
200830.190	(2) その他のもの	23.8%	B6

200830.210	2 その他のもの			
	(1) パルプ状のもの	21.3%		B6
200830.290	(2) その他のもの	17.0%		B6
2008.40	梨			
	1 砂糖を加えたもの			
	(2) その他のもの			
200840.191	A 気密容器入りのもの	10.8%		B6
200840.199	B その他のもの	15.0%		B6
	2 その他のもの			
	(2) その他のもの			
200840.291	A 気密容器入りのもの	9.0%		B8
200840.299	B その他のもの	10.8%		B6
2008.50	あんず			
	2 その他のもの			
200850.290	(2) その他のもの	12.0%		B6
2008.60	さくらんぼ			
	1 砂糖を加えたもの			
200860.110	(1) パルプ状のもの	15.0%		B6
200860.190	(2) その他のもの	15.0%		B6
	2 その他のもの			
200860.290	(2) その他のもの	12.0%		B6
2008.70	桃 (ネクタリンを含む。)			
	1 砂糖を加えたもの			
	(2) その他のもの			
	A 気密容器入りのもの			
200870.191	(a) 容器とも1個の重量が2キログラム以上のもの	6.7%		EIF
200870.192	(b) その他のもの	8.0%		B6
200870.199	B その他のもの	13.4%		B6
	2 その他のもの			
	(2) その他のもの			
200870.299	B その他のもの	9.6%		B6
2008.80	ストロベリー			
	1 砂糖を加えたもの			
200880.110	(1) パルプ状のもの	21.0%		B6
200880.190	(2) その他のもの	11.0%		B6
	2 その他のもの			
200880.290	(2) その他のもの	12.0%		B6
	その他のもの (混合したもの (第2008.19号のものを除く。)を含む。)			

2008. 93	クランベリー(ゲテキニウム・ペクロカルボン、ゲテキニウム・オクシコクス及びゲテキニウム・ゲイテイスノイダイト)		
	1 砂糖を加えたもの		
200893.120	(2) その他のもの	11.0%	EIF
	2 その他のもの		
200893.220	(2) その他のもの	12.0%	B6
2008. 97	混合したもの		
	1 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル		
200897.110	－ 砂糖を加えたもの	6.0%	EIF
200897.120	－ その他のもの	6.0%	EIF
	2 その他のもの		
	(1) 砂糖を加えたもの		
200897.219	B その他のもの	23.8%	B6
	(2) その他のもの		
200897.221	A パルプ状のもの	21.3%	B6
200897.229	B その他のもの	17.0%	EIF
2008. 99	その他のもの		
	2 その他のもの		
	(1) 砂糖を加えたもの		
	A パルプ状のもの		
200899.215	(b) その他のもの	29.8%	B11
	B その他のもの		
200899.212	(a) ベリー及びブルーベリー	11.0%	EIF
	(b) パナナ、アボカド、マンゴ、グアバ及びマンゴスチン		
200899.213	－ 気密容器入りのもの	11.0%	EIF
200899.214	－ その他のもの	11.0%	EIF
	(d) その他のもの		
200899.219	－ その他のもの	16.8%	EIF
	(2) その他のもの		
	A パルプ状のもの		
	(b) その他のもの		
200899.227	－ その他のもの	21.3%	B6
	B その他のもの		
200899.223	(a) フルーティ	7.7%	EIF
	(b) パナナ、アボカド、マンゴ、グアバ及びマンゴスチン		
200899.225	－ その他のもの	9.6%	EIF
	(e) その他のもの		
200899.232	－ 爆裂種のうちもろこし(通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。)	9.0%	EIF

200899.259	— その他のもの		12.0%	B6
20.09	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらずかつ、アルコールを加えていないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			
	オレジンジュース			
2009.12	冷凍していないもの（ブドウ糖値が20以下のものに限る。）			
	2 その他のもの			
200912.290	(2) その他のもの		25.5%	B11
	グレープフルーツ（ボメロを含む。）ジュース			
2009.29	その他のもの			
	2 その他のもの			
200929.210	(1) 上糖の含有量が全重量の10%以下のもの		19.1%	B8
	パイナップルジュース			
2009.41	ブドウ糖値が20以下のもの			
	2 その他のもの			
200941.290	(2) その他のもの		25.5%	B11
2009.50	トマトジュース			
200950.100	1 砂糖を加えたもの		29.8%	B6
200950.200	2 その他のもの		21.3%	B6
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）			
2009.61	ブドウ糖値が30以下のもの			
200961.200	2 その他のもの		19.1%	B6
2009.69	その他のもの			
	1 砂糖を加えたもの			
200969.110	(1) 上糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの		23.0%	B6
	2 その他のもの			
200969.210	(1) 上糖の含有量が全重量の10%以下のもの		19.1%	E1F
200969.290	(2) その他のもの		25.5%	B11
	りんごジュース			
2009.71	ブドウ糖値が20以下のもの			
	2 その他のもの			
200971.210	(1) 上糖の含有量が全重量の10%以下のもの		19.1%	B11
200971.290	(2) その他のもの		29.8%	B11
2009.79	その他のもの			
	2 その他のもの			
200979.210	(1) 上糖の含有量が全重量の10%以下のもの		19.1%	B8
	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）			
2009.81	クランベリー（ブドウ糖値が30以下のもの）ジュース			
	2 その他のもの			

200981. 210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19.1%	B6
200981. 290	(2) その他のもの	25.5%	B6
2009. 89	その他のもの		
	1 果汁		
	(1) 砂糖を加えたもの		
200989. 111	A しょ糖 (天然に含有するものを含む。) の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B6
200989. 119	B その他のもの	29.8% (その率が1kgにつき23円 の従量税率より低いときは、当該 従量税率)	B6
	(2) その他のもの		
	A しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		
	— プルーンジュース	14.4%	B6
200989. 122	— その他のもの	19.1%	B6
200989. 123	B その他のもの	25.5%	B6
200989. 129	2 野菜ジュース		
	(1) 砂糖を加えたもの	8.1%	B6
200989. 210	(2) その他のもの		
	— 気密容器入りのもの	9.0%	B6
200989. 221	— その他のもの		
200989. 231	— にんじんジュース	7.2%	B6
200989. 239	— その他のもの	7.2%	EIF
	3 その他のもの		
200989. 910	(1) 砂糖を加えたもの	13.4%	B4
200989. 990	(2) その他のもの	9.6%	EIF
2009. 90	混合ジュース		
	1 果汁を主成分とするもの		
	(1) 砂糖を加えたもの		
200990. 111	A しょ糖 (天然に含有するものを含む。) の含有量が全重量の10%以下のもの	23.0%	B6
200990. 119	B その他のもの	29.8% (その率が1kgにつき23円 の従量税率より低いときは、当該 従量税率)	B11
	(2) その他のもの		
200990. 121	A しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19.1%	B6
200990. 129	B その他のもの	25.5%	B6
	2 野菜ジュースを主成分とするもの		
200990. 220	(2) その他のもの	5.4%	EIF
	3 その他のもの		
200990. 990	(2) その他のもの	9.6%	EIF

21.01	コーヒー、茶又はワテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はワテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		
	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品		
2101.11	エキス、エッセンス及び濃縮物		
	2 その他のもの		
210111.210	(1) インスタントコーヒー	8.8%	EIF
210111.290	(2) その他のもの	15.0%	EIF
2101.12	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品		
	1 エクス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品		
	(2) その他のもの		
210112.121	A インスタントコーヒー	8.8%	EIF
210112.122	B その他のもの	15.0%	EIF
	2 コーヒーをもととした調製品		
	(2) その他のもの		
210112.249	B その他のもの	15.0%	B6
2101.20	茶又はワテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はワテをもととした調製品		
	1 茶又はワテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品		
210120.110	(1) インスタントティー	10.0%	EIF
210120.120	(2) その他のもの	8.0%	EIF
	2 茶又はワテをもととした調製品		
	(2) その他のもの		
	A 砂糖を加えたもの		
	(a) 1.1 糖の含有量が全重量の50%未満のもの		
210120.241	— 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	21.0%	B11
210120.242	— その他のもの	16.8%	B11
210120.247	B その他のもの	15.0%	B6
210130.000	チコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	6.0%	EIF
21.02	酵母（活性のものであるか否かを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第30.02項のワクチンを除く。）並びに調製したペーキングパウダー		
210210.000	酵母（活性のものに限る。）	10.5%	EIF
2102.20	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）		
210220.100	1 酵母	3.8%	EIF
210230.000	調製したペーキングパウダー	10.5%	EIF
21.03	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタートの粉及びミール並びに調製したマスタート		

210310.000	植物油 その他のもの	7.2%	B6
2103.90	1 ヨーネス		
210390.130	(3) その他のもの	7.2%	EIF
21.04	スーヅ、ゾロス、スーヅ用又はゾロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
2104.10	スーヅ、ゾロス及びスーヅ用又はゾロス用の調製品		
210410.010	1 野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	7.0%	EIF
210410.020	2 その他のもの	8.4%	EIF
210420.000	均質混合調製食料品	12.0%	EIF
21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
2106.10	たんばく質濃縮物及び繊維状にしたたんばく質系物質		
	2 その他のもの		
	(1) 砂糖を加えたもの		
210610.211	A しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	16.8%	B11
	(2) その他のもの		
	A 植物性たんばく		
210610.221	－ たんばく質の含有量が全重量の80%以上でその成分中植物性たんばくの重量が最大のたんばく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので1個の正味重量が500グラム未満のもの	10.6%	B6
210610.222	－ その他のもの	10.6%	B6
210610.229	B その他のもの	15.0%	B6
2106.90	その他のもの		
	I ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品		
	(1) 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの		
	－ 第0401.10号の1、第0401.20号の1、第0401.40号の1並びに第0401.50号の1の(1)及び(2)に掲げるミルク及びクリーム、第0403.10号の1並びに第0403.90号の1の(1)の(2)、(2)の(2)及び(3)の(2)に掲げるバターミルク等、第0404.90号の1の(1)の(1)及び(2)、(2)の(1)及び(2)並びに(3)の(1)及び(2)に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品、第1806.20号の1の(1)及び第1806.90号の2の(1)のAに掲げるココアを含有する調製食料品、第1901.10号の1の(1)及び(2)、第1901.20号の1の(1)のA及びB並びに第1901.90号の1の(1)のA及びBに掲げる調製食料品、第2101.12号の2の(1)のA及びB並びに第2101.20号の2の(1)のA及びBに掲げるココア等をもちとした調製品並びに第2106.10号の1並びにこの号の1の(1)及び(2)に掲げる調製食料品について、133,940 トン（全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（第04.01項、第04.03項、第04.04項、第04.04項、第18.06項、第19.01項、第21.01項及びこの項において「その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの」という。）		

210690.112	--- その他のもの 2 その他のもの (2) その他のもの	21.0%	JPR12
	A 糖水 (着色料又は香味料を加えたものに限る。)		
	--- その他のもの		
210690.229		29.8% (その率が1kgにつき23円 の従量税率より低いときは、当該 従量税率)	B11
210690.230	B チューインガム	5.0%	B6
	D 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの (アルコール分が 0.5%を超えるものに限る。)		
210690.247	(b) その他のもの	11.0%	EIF
	E その他のもの		
	(a) 砂糖を加えたもの		
	ロ ビタミンをもととした栄養補助食品		
	--- 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		
210690.262	--- その他のもの	12.5%	B6
210690.269	(b) その他のもの	12.5%	B6
	ロ アルコールを含有しない飲料のもと		
210690.292	(i) おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	12.0%	EIF
210690.293	(ii) その他のもの	10.0%	B6
	ハ その他のもの		
	(iii) その他のもの		
	I ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解した もの		
210690.295	--- ビタミンをもととした栄養補助食品	12.5%	EIF
210690.296	--- 植物性たんぱくを加水分解したもの	12.5%	B6
	II その他のもの		
210690.299	(II) その他のもの	15.0%	B8
22.02	水 (鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。) その他 のアルコールを含有しない飲料 (第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。)		
	その他のもの		
2202.91	ノンアルコールビール		
220291.200	2 その他のもの	9.6%	EIF
2202.99	その他のもの		
220299.100	1 砂糖を加えたもの	13.4%	B4
220299.200	2 その他のもの	9.6%	EIF
22.04	ぶどう酒 (強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限り。) 及びぶどう搾汁 (第20.09項のものを除く。)		

220410.000	スパーキングワイン								
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの								
2204.21	2リットル以下の容器入りにしたもの								
220421.010	1 シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒								
220421.020	2 その他のもの								
220422.000	2リットルを超え10リットル以下の容器入りにしたもの								
2204.29	その他のもの								
220429.010	1 150リットル以下の容器入りにしたもの								
220429.090	2 その他のもの								
2204.30	その他のぶどう搾汁								
220430.200	2 その他のもの								
22.06									
2206.00	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）								
220600.100	1 アルコール分が1%未満のもの								
22.07	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）								
2207.10	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）								
	1 アルコール分が90%以上のもの								
	(2) その他のもの								
	B その他のもの								
220710.199	[2] その他のもの								
22.09									
220900.000	食酢及び酢酸から得た食酢代用品								
23.09	飼料用に供する種類の調製品								

2309.10	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）		
230910.010	1 乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの	1kgにつき 59.50 円に重量比による乳糖の含有率が10.0%を超える1.0%ごとに6円を加えた額	B6
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
	B その他のもの		
	(b) その他のもの		
230910.099	その他のもの	1kgにつき 36 円	EIF
2309.90	1 飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）		
230990.110	－ 飼料用ビタミン調製品	3.0%	EIF
230990.190	－ その他のもの	3.0%	EIF
	2 その他のもの		
	(1) 乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの		
230990.219	B その他のもの	1kgにつき、52.50 円に重量比による乳糖の含有率が10.0%を超える1.0%ごとに5.30 円を加えた額	B6
29.05	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	その他の多価アルコール		
290543.000	－ エニトール	2.8%	EIF
290544.000	－ D-ゲルシトール（ソルビトール）	17.0%	B11
290545.000	－ グリセリン	5.0%	EIF
33.01	精油（コンクリートのもので及びアゾソリユエートのもを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジンイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキユアスチレート及びアキユアスソリユエーション		
	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）		
3301.19	その他のもの		
	2 その他のもの		
330119.210	－ ライムのもの	3.2%	EIF
330119.290	－ その他のもの	3.2%	EIF
	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）		
330124.000	－ ペパーミント（メント・ペパリタ）のもの	3.2%	EIF
3301.25	その他のミントのもの		
330125.020	2 その他のペパーミント油	3.2%	EIF
330125.030	3 その他のもの	2.2%	EIF
3301.29	その他のもの		

330129.400	4 ラベンダー又はラベンジンのもの	2.2%	EIF
	5 その他のもの		
330129.910	— ジャスミンのもの	3.2%	EIF
330129.990	— その他のもの	3.2%	EIF
35.01	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼインシグラー		
350190.000	その他のもの	5.4%	EIF
35.02	アルブミン（二以上のホエイたんばく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんばく質の含有量が乾燥状態において全重量の80%を超えるものに限る。）及びアルブミンナートその他のアルブミン誘導体		
	卵白		
350211.000	乾燥したもの	8.0%	EIF
350219.000	その他のもの	8.0%	EIF
350220.000	ミルカアルブミン（二以上のホエイたんばく質の濃縮物を含む。）	2.9%	EIF
350290.000	その他のもの	2.9%	EIF
35.04			
3504.00	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんばく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）		
350400.010	1 ペプトン、その誘導体及び皮粉	2.9%	EIF
	2 その他のもの		
350400.021	— 植物性たんばく及びその誘導体	5.1%	EIF
350400.029	— その他のもの	5.1%	EIF
35.05			
	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤		
3505.10	デキストリンその他の変性でん粉		
350510.100	1 エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	6.8%	B6
350510.200	2 その他のもの	21.3%（その率が1kgにつき25.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B11
350520.000	膠着剤	21.3%（その率が1kgにつき25.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B11
38.09	仕上剤、促進剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
380910.000	でん粉質の物質をもとしたもの	21.3%（その率が1kgにつき25.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	EIF
38.23	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アジピン酸、アジピン酸誘導体、アジピン酸誘導体誘導体、アジピン酸誘導体誘導体誘導体		

382311.000	ステアリン酸	2.5%	EIF
382312.000	オレイン酸	2.5%	EIF
382313.000	トール油脂肪酸	3.0%	EIF
382319.000	その他のもの	2.5%	EIF
382370.000	工業用の脂肪性アルコール	2.5%	EIF

第C節 日本国の原産地規則及び原産地手続

第一款 一般規則及び手続

1 この節の規定の適用上、

- (a) 「代替性のある産品又は材料」とは、商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であつて、それらの特性が本質的に同一のものをいう。
- (b) 「一般的に認められている会計原則」とは、収益、経費、費用、資産又は負債の記録、情報の開示及び財務書類の作成に関して、締約国の領域において一般的に認められている、又は十分なかつ權威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの原則には、一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、慣行及び手続を含む。
- (c) 「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。
- (d) 「間接材料」とは、産品の生産、試験若しくは検査において使用される材料（当該産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される材料をいい、次のものを含む。

- (i) 燃料、エネルギー、触媒及び溶剤
- (ii) 製品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
- (iii) 手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品
- (iv) 工具、ダイス及び鋳型
- (v) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料
- (vi) 生産において使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料
- (vii) 製品に組み込まれない他の材料であつて、当該製品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの
- (e) 「材料」とは、他の製品の生産において使用される産品をいう。
- (f) 「非原産品」又は「非原産材料」とは、この節の規定に従つて原産品とされない産品又は材料をいう。
- (g) 「原産品」又は「原産材料」とは、この節の規定に従つて原産品とされる産品又は材料をいう。

- (h) 「輸送用のこん包材料及びこん包容器」とは、他の産品を輸送中に保護するために使用される産品（小売用に包装された産品の包装材料及び包装容器を含まない。）をいう。
- (i) 「関税上の特惠待遇」とは、前節の規定に従って原産品について適用する関税率をいう。
- (j) 「生産」とは、作業をいい、産品の栽培、耕作、成育、採掘、収穫、漁ろう、わなかけ、狩猟、捕獲、収集、繁殖、抽出、採集、製造、加工及び組立てを含む。
- (k) 「取引価額」とは、産品が輸出のために販売されるに当たって現実に支払われた若しくは支払われるべき価格又は世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定に従って決定されるその他の価額をいう。
- (1) 「産品の価額」とは、産品の取引価額から当該産品の国際輸送に要する費用を除いたものをいう。
- 2 (a) 日本国は、この節に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品であつて、この節に規定する他の全ての関連する要件を満たすものを原産品とすることを定める。
- (i) 一方又は双方の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品であつて、(b)に定めるもの

- (ii) 一方又は双方の締約国の領域において原産材料のみから完全に生産される産品
- (iii) 一方又は双方の締約国の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料を使用して完全に生産される産品であつて、次款及び第三款に定める全ての関連する要件を満たすもの
- (b) 日本国は、(a)の規定の適用上、次に掲げる産品を、一方又は双方の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品とすることを定める。
 - (i) 当該領域において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品
 - (ii) 当該領域において生まれ、かつ、成育された生きている動物（第三類に該当するものを除く。）
 - (iii) 当該領域において生きている動物（第三類に該当するものを除く。）から得られる産品
 - (iv) 当該領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物（第三類に該当するものを除く。）
 - (v) 当該領域から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(i)から(iv)までに規定するものを除く。）

- (vi) 当該領域において、(i)から(v)までに規定する産品又はそれらの派生物のみから生産される産品
- 3 (a) 日本国は、(c)に規定する場合を除くほか、産品が次款及び第三款に定める適用可能な関税分類の変更の要件を満たさない非原産材料を含む場合であっても、全ての当該非原産材料の価額が当該産品の価額の十パーセントを超えず、かつ、当該産品がこの節に定める他の全ての関連する要件を満たすときは、当該産品を原産品とすることを定める。
- (b) (a)の規定は、非原産材料を他の産品の生産において使用している場合にのみ適用する。
- (c) (a)の規定は、次のものについては、適用しない。
 - (i) 第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の非原産材料又は第一九〇一・九〇号若しくは第二一〇六・九〇号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）であつて、第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の産品（第〇四〇二・一〇号から第〇四〇二・二九号までの各号及び第〇四〇六・三〇号の産品を除く。）の生産において使用されるもの（第〇四〇二・一〇号から第〇四〇二・二九号までの各号の粉乳又は第〇四〇六・三〇号のプロセスチーズであつて、(a)に定める僅少の非原産材料に係る十パーセントの許容限

度を適用する結果として原産品であるものは、この(i)に規定する第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の産品又は(ii)に規定する産品の生産において使用される場合には、原産材料とする。))

(ii) 第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の非原産材料又は第一九〇一・九〇号の原産品でない酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。))
であつて、次のいずれかの産品の生産において使用されるもの

(A) 第一九〇一・一〇号の育児食用の調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。)

(B) 第一九〇一・二〇号の混合物及び練り生地(バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超えるものであつて小売用でないものに限る。)

(C) 第一九〇一・九〇号又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。)

(D) 第二一・〇五項の産品

(E) 第二二〇二・九一号又は第二二〇二・九九号の飲料(ミルクを含有するものに限る。)

- (F) 第二三〇九・九〇号の飼料（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）
- (iii) 第〇八・〇五項又は第二〇〇九・一一号から第二一〇〇九・三九号までの各号の非原産材料であつて、第二〇〇九・一一号から第二一〇〇九・三九号までの各号の産品又は第二一〇六・九〇号、第二二〇二・九一号若しくは第二二〇二・九九号の果実若しくは野菜のジュース（ミネラル又はビタミンを加えたものに限るものとし、濃縮したものかどうかを問わず、二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）の生産において使用されるもの
- (iv) 第一五類の非原産材料であつて、第一五・〇七項、第一五・〇八項、第一五・一二項又は第一五・一四項の産品の生産において使用されるもの
- (v) 第八類又は第二〇類の原産品でない桃、梨又はあんずであつて、第二〇・〇八項の産品の生産において使用されるもの
- 4 日本国は、代替性のある産品又は材料について、次のいずれかの事項に基づいて、原産品又は原産材料として取り扱うことを定める。

- (a) 各々の代替性のある産品又は材料が物理的に分離していること。
 - (b) 代替性のある産品又は材料が混在している場合には、一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式が使用されていること。ただし、選択された在庫管理方式が当該在庫管理方式を選択した者の会計年度を通じて使用される場合に限る。
- 5
- (a) 日本国は、産品が完全に得られるかどうか又は産品が次款及び第三款に定める関税分類の変更の要件を満たすかどうかを決定するに当たり、(c)に規定する附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料については、考慮しないことを定める。
 - (b) 日本国は、産品の附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料であつて(c)に規定するものが、これらと共に納入される当該産品の原産品としての資格と同一の資格を有することを定める。
 - (c) 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、この5の規定の適用の対象となる。
 - (i) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料が、産品に含まれるものとして分類され、及び当該産品と共に納入されており、並びにその仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされていない

らる。

(ii) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の種類、数量及び価額が(i)に規定する製品について慣習的なものであること。

6 (a) 日本国は、産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品が原産品かどうかを決定するに当たって考慮しないことを定める。

(b) 日本国は、輸送用のこん包材料及びこん包容器については、産品が原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮しないことを定める。

7 日本国は、間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とみなすことを定める。

8 (a) 日本国は、原産品が第三国の領域を通過することなく輸入締約国へ輸送される場合には、当該原産品が原産品としての資格を維持することを定める。

(b) 日本国は、原産品が、一又は二以上の第三国の領域を経由して輸送される場合であっても、次の(i)及び(ii)の要件を満たすときは、当該原産品が原産品としての資格を維持することを定める。

- (i) 両締約国の領域外において当該原産品についていかなる作業も行われていないこと。ただし、積卸し、ばら積み貨物からの分離、蔵置、輸入締約国の要求に基づいて行われるラベル又は証票による表示及び当該原産品を良好な状態に保存するため又は当該原産品を輸入締約国の領域へ輸送するために必要な他の作業を除く。
 - (ii) 当該原産品が第三国の領域において税関当局の監督の下に置かれていること。
- 9 (a) 日本国は、この協定に基づく関税上の特惠待遇の要求を行う輸入者に対し、産品が原産品であることについて輸入の時に申告を行うよう要求することができる。
- (b) (a)に規定する申告の要件については、日本国の法令又は手続において定めるものとし、及び利害関係者が知ることができるような方法により公表し、又は入手可能なものとする。
- 10 (a) 日本国は、この協定に基づく関税上の特惠待遇の要求を行う輸入者に対し、当該要求についての確認のために情報を要請することができる。日本国は、輸出者又は生産者から直接提供される当該情報を受領することができる。
- (b) 日本国は、次のいずれかの場合には、関税上の特惠待遇の要求を否認することができる。

- (i) 産品が関税上の特惠待遇を受ける資格がないと決定する場合
 - (ii) (a)の規定により、産品が関税上の特惠待遇を受ける資格があることを決定するのに十分な情報を輸入者から得られなかった場合
 - (iii) 輸入者がこの節に定める要件を満たさない場合
 - 第二款 品目別原産地規則の解釈のための一般的注釈
- 1 この款及び次款の規定は、次の類、項、号及び品目に分類される産品について適用する。
- (a) 第一類から第二類までの各類
 - (b) 第四類から第一五類までの各類
 - (c) 第一六・〇一項から第一六・〇三項までの各項
 - (d) 第一七類から第二一類までの各類
 - (e) 第二二・〇二項
 - (f) 第二二・〇四項
 - (g) 関税分類番号二二〇六〇〇・一〇〇〇の品目

- (h) 関税分類番号二二〇七一〇・一九九の品目
- (i) 第二二・〇九項
- (j) 第二三類
- (k) 第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号
- (l) 第三三・〇一項
- (m) 第三五・〇一項から第三五・〇二項までの各項
- (n) 第三五・〇四項から第三五・〇五項までの各項
- (o) 第三八〇九・一〇号
- (p) 第三八二三・一一号から第三八二三・七〇号までの各号

2 この款及び次款に定める品目別原産地規則の適用上、次の略号を適用する。

- (a) 「CC」とは、いずれかの類の非原産材料からの生産（当該類には、当該非原産材料から生産される産品が該当する類を含まない。）又は産品が該当する類、項若しくは号への他の類からの変更をいう。

このことは、当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類

の二桁番号の水準における変更（すなわち、類の変更）が行われなければならないことを意味する。

- (b) 「CTH」とは、いずれかの項の非原産材料からの生産（当該項には、当該非原産材料から生産される産品が該当する項を含まない。）又は産品が該当する類、項若しくは号への他の項からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の四桁番号の水準における変更（すなわち、項の変更）が行われなければならないことを意味する。

- (c) 「CTSH」とは、いずれかの号の非原産材料からの生産（当該号には、当該非原産材料から生産される産品が該当する号を含まない。）又は産品が該当する類、項若しくは号への他の号からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の六桁番号の水準における変更（すなわち、号の変更）が行われなければならないことを意味する。

3 この款及び次款に定める品目別原産地規則の解釈上、

- (a) 関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

(b) 品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、当該品目別原産地規則は、産品が原産品となるために、除外された当該特定の材料が原産材料であることを要件とすることを意味するものとする。

(c) 一の産品が、二以上の選択的な品目別原産地規則の対象である場合において、当該選択的な品目別原産地規則のいずれかを満たすときは、当該一の産品は、原産品とする。

(d) 一の産品が複数の要件を含む品目別原産地規則の対象である場合には、当該一の産品は、当該複数の要件の全てを満たすときにのみ原産品とする。

(e) 単一の品目別原産地規則が一連の項又は号の産品について適用され、かつ、当該品目別原産地規則が当該産品の項又は号の変更を定める場合には、当該変更は、他の項又は号（当該一連の項又は号の中の他の項又は号を含む。）から生ずることがあるものと了解される。

4 第六類から第一四類までの各類の規定の適用上、第三国から輸入した種、りん茎、根茎、台木、挿穂、接ぎ穂、苗条、芽その他植物の生きている部分から締約国の領域において栽培される農産品又は園芸品は、原産品とする。

5 第一八・〇六項の規定の適用上、「カカオ含有量」とは、カカオ豆由来の成分（チヨコレートリカー又はココア粉（固形物）及びカカオ脂）から成るものをいう。カカオ含有量割合とは、製品の重量に占めるカカオ豆由来の成分の割合をいう。

6 第一八・〇六項の規定の適用上、「菓子」とは、小売用にした産品であつて更なる調製なく食することを主に目的とするものをいう。

第三款 品目別原産地規則

前款1(a)から(p)までに分類される製品の各品目別原産地規則は、次の表に別段の定めがある場合を除き、CCとする。同表一欄に示す品目に該当する原産品については、同表二欄に定めるそれぞれの品目別原産地規則を適用する。

一欄	二欄
統一システムに基づく分類	品目別原産地規則
〇四・〇一―〇四・〇四	CC（第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）

○四・〇五	CC(第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)
○四・〇六	CC(第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)
○八〇一・三二	CTSH
○九〇一・二二―〇九〇一・二二	CTSH
○九〇二・三〇	CTSH
○九〇四・二二	CC(第七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。)(とうがらしに限る。) CC(その他の産品)
○九〇四・二二	CC(第七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。)(とうがらしに限る。) CTSH(その他の産品)
○九〇五・二〇	CTSH
○九〇六・二〇	CTSH
○九〇七・二〇	CTSH
○九〇八・二二	CTSH

〇九〇八・二二	C T S H
〇九〇八・三二	C T S H
〇九〇九・二二	C T S H
〇九〇九・三二	C T S H
〇九〇九・六二	C T S H
〇九一〇・一二	C T S H
〇九一〇・二〇―〇九一〇・三〇	C C又は 破碎し若しくは粉碎してない産品を破碎し若しくは粉碎すること(第〇九一〇・二〇号から第〇九一〇・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
〇九一〇・九一	C T S H
〇九一〇・九九	C T S H又は 破碎し若しくは粉碎してない産品を破碎し若しくは粉碎すること(第〇九一〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
一一〇二・九〇	C C(第一〇・〇六項の材料からの変更を除く。)
一一〇三・二〇	C C(第一〇・〇六項の材料からの変更を除く。)
一一〇五	C C(第〇七・〇一項の材料からの変更を除く。)

一一〇七・一〇	CC (第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。)
一一〇七・二〇	CC (第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。)
一一〇八・一二	CC。ただし、産品がアメリカ合衆国において収穫されようもろこしからアメリカ合衆国において生産されることを条件とする。
一一〇八・一三	CC。ただし、産品がアメリカ合衆国において収穫されるばれいしよからアメリカ合衆国において生産されることを条件とする。
一一〇八・一四	CC (第〇七一四・一〇号の材料からの変更を除く。)
一二〇八・九〇	CC (サフラワーの種の粉及びミールに限る。) CTH (その他の産品)
一五・一八一五・二二	CTH
一六〇二・三二	CC (第二類の材料からの変更を除く。)
一六〇二・四一―一六〇二・四九	CC (第二類の材料からの変更を除く。)
一六〇二・五〇	CC。ただし、第二類の非原産材料が使用される場合には、当該非原産材料のそれぞれが二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締約国である第三国において完全に生産されるものであることを条件とする。

一七〇一・一三一七〇一・九九	CC (第一二二二・九三号の材料からの変更を除く。)
一七〇二・三〇一七七〇二・六〇	CC (第一二二二・九三号の材料からの変更を除く。)
一七・〇四	CTH
一八・〇三一八・〇五	CTH
一八〇六・一〇	CTH (第一七・〇一項の材料からの変更を除く。)(砂糖の含有量が乾燥状態において全重量の九十パーセント以上である加糖ココア粉に限る。) CTH。ただし、第一七・〇一項の非原産材料の重量が製品の重量の五十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の産品)
一八〇六・二〇	CTH
一八〇六・三一一八〇六・九〇	CC (カカオ含有量が製品の重量の七十パーセントを超える菓子に限る。) CTSH (その他の産品)
一九〇一・一〇	CC (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品に限る。) CC (その他の産品)
一九〇一・二〇	CC (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)(バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超える産品であつて小売用でないものに限る。) CC。ただし、非原産材料である第一一〇二・九〇号の米粉の価額が製品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。(米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十

	<p>パーセントを超える産品に限る。） CC（その他の産品） 注 二以上の品目別原産地規則が適用可能である場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならぬ。</p>
<p>一九〇一・九〇</p>	<p>CC（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品に限る。） CC。ただし、非原産材料である第一一〇二・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。（米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超える産品に限る。） CC（その他の産品） 注 二以上の品目別原産地規則が適用可能である場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならぬ。</p>
<p>一九・〇五</p>	<p>CTH</p>
<p>二〇〇一・九〇</p>	<p>CC（第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七〇九・九一号、第〇七〇九・九二号若しくは第〇七一一・二〇号の材料又は第〇七一一・九〇号のアーティチョーク、たまねぎ若しくはピーマンからの変更を除く。）（野菜の調製品（二以上の野菜から得たものを除く。）に限る。） CC。ただし、第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七〇九・九一号、第〇七〇九・九二号及び第〇七一一・二〇号の非原産材料並びに非原産材料である第〇七一一・九〇号のアーティチョーク、たまねぎ及びピーマンの価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。（その他の産品）</p>
<p>二〇〇三・一〇</p>	<p>CC（第〇七〇九・五一号、第〇七一一・八〇号又は第〇七一一・五一号の材料からの変更を除く。）</p>

二〇〇四・一〇	CC(第〇七・〇一項、第〇七一〇・一〇号、第〇七一一・九〇号又は第〇七一二・九〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇四・九〇	CC(第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七一一三・一〇号又は第〇七一一三・三二号から第〇七一一三・四〇号までの各号の材料からの変更を除く。)(野菜の調製品(二以上の野菜から得たものを除く。)に限る。) CC。ただし、第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七一一三・一〇号及び第〇七一一三・三二号から第〇七一一三・四〇号までの各号の非原産材料の価額が製品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の産品)
二〇〇五・二〇	CC(第〇七・〇一項、第〇七一〇・一〇号、第〇七一一・九〇号、第〇七一二・九〇号又は第一一・〇五項の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・四〇	CC(第〇七一三・一〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・五一	CC(第〇七一三・三二号から第〇七一一三・三九号までの各号の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・六〇	CC(第〇七〇九・二〇号の材料又は第〇七一一〇・八〇号のアスパラガスからの変更を除く。)
二〇〇五・七〇	CC(第〇七〇九・九一号から第〇七〇九・九九号までの各号又は第〇七一一・二〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・九九	CC(第〇七・〇一項、第〇七〇九・五一号若しくは第〇七〇九・六〇号の材料又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項のばれいしょ若しくはきのこ(はらたけ属のも

	<p>の)からの変更を除く。(野菜の調製品(二以上の野菜から得たものを除く。)に限る。)</p> <p>CC。ただし、第〇七・〇一項、第〇七〇九・五一号及び第〇七〇九・六〇号の非原産材料並びに非原産材料である第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項のばれいしよ及びびきのこ(はらたけ属のもの)の価額が製品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の産品)</p>
<p>二〇〇七・九九</p>	<p>CTH(第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八〇九・三〇号の桃、第〇八一〇・一〇号、第〇八一・一〇号、第二〇〇・〇六項、第二〇〇・〇八項若しくは第二〇〇九・四一号から第二〇〇九・四九号までの各号の材料又は第二〇〇九・八九号のマンゴージュース若しくはグアバジュースからの変更を除く。)。ただし、第〇八〇四・三〇号の非原産材料の価額が製品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。(果実の調製品(二以上の果実から得たものを除く。)に限る。)</p> <p>CTH。ただし、第〇八〇四・三〇号の非原産材料、非原産材料である第〇八〇四・五〇号のマンゴー及びグアバ、非原産材料である第〇八〇九・三〇号の桃、第〇八一〇・一〇号、第〇八一・一〇号、第二〇〇・〇六項、第二〇〇・〇八項及び第二〇〇九・四一号から第二〇〇九・四九号までの各号の非原産材料並びに非原産材料である第二〇〇九・八九号のマンゴージュース又はグアバジュースの価額が製品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。(その他の産品)</p>
<p>二〇〇八・一一</p>	<p>CC(第一二・〇二項の材料からの変更を除く。)</p>
<p>二〇〇八・一九</p>	<p>CC(第〇八・〇二項又は第一二・〇二項の材料からの変更を除く。)(単に煎っただけのナット又は落花生(乾いたもの又は油漬けしたものであって、塩を加えたかどうかを問わない。)に限る。)</p> <p>CC(第〇八・〇二項又は第一二・〇二項の材料からの変更を除く。)(単に煎っただけのナット又は落花生(乾いたもの又は油漬けしたものであって、塩を加えたかどうかを問わ</p>

二〇〇八・二〇	CC (第〇八〇四・三〇号又は第〇八一・九〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・四〇	CC (第〇八〇八・三〇号、第〇八〇八・四〇号又は第〇八一・九〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・五〇	CC (第〇八〇九・一〇号又は第〇八一・九〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・七〇	CC (第〇八〇九・三〇号の桃又は第〇八一・九〇号の桃からの変更を除く。)
二〇〇八・八〇	CC (第〇八一〇・一〇号又は第〇八一・一〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・九七	CC (第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八・〇五項、第〇八〇八・三〇号若しくは第〇八〇九・一〇号の材料、第〇八〇九・三〇号の桃又は第〇八一・九〇号の冷凍のあんず、梨若しくは桃からの変更を除く。)。ただし、第〇八〇四・三〇号の非原産材料の価額が製品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。(液体又はゼラチンに入った混合物に限る。) CC (その他の産品)
二〇〇八・九九	CC (第〇八〇四・五〇号のマンゴー又はグアバからの変更を除く。)
二〇〇九・一一―二〇〇九・三九	CC (第〇八・〇五項の材料からの変更を除く。)
二〇〇九・四一―二〇〇九・四九	CC (第〇八〇四・三〇号の材料からの変更を除く。)

二〇〇九・八九	CC(第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八〇七・二〇号の材料又は第〇八一〇・九〇号のパッションフルーツからの変更を除く。)
二〇〇九・九〇	非原産材料の価額が製品の価額の五十五パーセントを超えないこと(関税分類の変更を必要としない。)
二一〇一・三〇	CC(第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。)(表茶に限る。) CC(その他の産品)
二一〇三・一〇	CTH
二一〇三・二〇	CC(第二〇〇二・九〇号の材料からの変更を除く。)(ケチャップに限る。) CTSH(その他の産品)
二一〇三・三〇	CTH
二一〇三・九〇	CTSH
二一・〇四	CTH
二一・〇五	CTH(第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料、第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)
二一〇六・一〇	CTSH

<p>二二〇二・九一―二二〇二・九九</p>	<p>CC(第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)(ミルクを含有する飲料に限る。)</p> <p>CC(第〇八・〇五項若しくは第二〇・〇九項の材料又は第二一〇六・九〇号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く。)(果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)に限る。)</p> <p>CC(その他の産品)</p> <p>注 二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。</p>
<p>二二〇六・九〇</p>	<p>CC(第〇八・〇五項若しくは第二〇・〇九項の材料又は第二二〇二・九〇号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く。)(果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)に限る。)</p> <p>CC(第二〇類の材料からの変更を除く。)(ゼラチンに入った果実であつて、当該果実の含有量が全重量の二十パーセントを超えるものに限る。)</p> <p>CC(第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)からの変更を除く。)(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える調製品に限る。)</p> <p>CC(第一七類の材料からの変更を除く。)(糖水に限る。)</p> <p>CC。ただし、非原産材料である第一一〇二・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。(米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超える調製品に限る。)</p> <p>CC(第一二二・九九号の材料からの変更を除く。)(こんにやく調製品に限る。)</p> <p>C T S H(その他の産品)</p> <p>注 二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。</p>

二二〇六〇〇・一〇〇	CTH
二二・〇九	CTH
二三〇九・一〇	CTH
二三〇九・九〇	CTH (第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの)か らの変更を除く。)(飼料用に供する種類の調製品であって、乳固形分の含有量が乾燥状態 において全重量の十パーセントを超えるものに限る。) CTH。ただし、第一〇・〇六項の非原産材料の価額が産品の価額の三十パーセントを超 えないことを条件とする。(ペットフード以外の調製品であって、米の含有量が乾燥状態に おいて全重量の三十パーセントを超えるものに限る。) CTH(その他の産品)
二九〇五・四三一二九〇五・四五	CTSH
三三〇一・一二一三三〇一・九〇	CTSH
三五〇一・一〇一三五〇一・九〇	CTSH
三五〇二・一一一三五〇二・一九	CTH
三五〇二・二〇一三五〇二・九〇	CTSH

注 二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。

三五・〇四	CTH
三五〇五・一〇―三五〇五・二〇	CTH
三八〇九・一〇	CTH
三八二三・一一―三八二三・七〇	CTSH

(附属書Ⅱは、英語により作成され、この協定の不可分の一部を成す。)